

# 教育厚生委員会会議録

日 時 平成30年6月28日(木) 開会時間 午前10時02分  
閉会時間 午後1時45分

場 所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 桜本 広樹  
副委員長 清水 喜美男  
委 員 中村 正則 望月 勝 塩澤 浩 杉山 肇  
猪股 尚彦 早川 浩 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

福祉保健部長 小島 徹 福祉保健部次長 中澤 和樹 福祉保健部次長 依田 誠二  
福祉保健総務課長 小野真奈美 健康長寿推進課長 佐野 俊一  
国保援護課長 土屋 淳 子育て支援課長 下條 勝  
子どもの心のケア総合拠点整備室長 土屋 嘉仁 障害福祉課長 小澤 清孝  
医務課長 井上 弘之 衛生薬務課長 大澤 浩 健康増進課長 下川 和夫

教育長 市川 満 教育次長 小島 良一  
教育監 奥田 正治 教育監 青柳 達也 理事 斉木 邦彦  
教育委員会次長(総務課長事務取扱) 塩野 開 学力向上対策監 佐野 修  
福利給与課長 諏訪 桂一 学校施設課長 後藤 宏  
義務教育課長 嶋崎 修 高校教育課長 廣瀬 浩次  
高校改革・特別支援教育課長 染谷 光一 社会教育課長 保坂 哲也  
スポーツ健康課長 前島 斉 学術文化財課長 百瀬 友輝

議題

(付託案件)

第63号 山梨県病院及び診療所に関する基準等を定める条例中改正の件  
第67号 動産購入の件

請願第29-10号 ゆきとどいた教育を求めることについて  
請願第30-2号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図ることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。  
また、請願第30-2号については採択すべきもの、請願第29-10号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず審査順序について、福祉保健部関係、教育委員会関係の順に行うこととし、午前10時2分から午後0時1分まで福祉保健部関係、休憩をはさみ午後1時から午後1時45分まで教育委員会関係の審査を行った。

主な質疑等 福祉保健部関係

※第63号 山梨県病院及び診療所に関する基準等を定める条例中改正の件

(条例改正の背景及び考え方について)

猪股委員

ただいまの条例改正について、幾つかお伺いします。

今回の改正は国の規則改正に合わせて行っているものであり、内容的にも全て国の基準に従うものとされています。ただいまそういう説明がありましたけれども、まずそこで、国はどのような考え方で今回の改正を行うのか、改正の背景や国の考え方など、改正の詳細について伺います。

井上医務課長

改正の背景、国の考え方という御質問でございますが、まず、(1)の病床数の算定方法の改正について、その背景や考え方を御説明いたします。

先ほど申し上げましたとおり、医療法におきましては、医療圏域ごとに基準の病床数を定めておりまして、現在、存在する病床数が基準の病床数を超える地域では、原則として新たな病院の許可ですとか、病床の増設はできません。こうした中で、1つ目のポツ、介護老人保健施設の病床数の算定でございますが、老健施設というのは、介護と医療の中間的な施設であるという考え方によりまして、入所定員数の半分を既存の病床数に算入することとされておりました。

この規定がありますと、老健施設の整備を進めていきますと、既存の病床数が増加いたしますので、結果として、その他の必要な病床の整備に支障が生じる可能性があるという国の考え方から、今回、この規定を削除するものでございます。なお、この算定方法は、平成24年にこの条例が制定されたときから、当分の間、適用されないと言われてきたものでございまして、削除することによる実質的な影響はございません。

次に2つ目のポツでございますが、療養病床を老健施設等に転換した場合の規定でございます。この規定は、療養病床を老健に転換しても、それで減った分で新たな病床をつくることはできないという規定でございます。この考え方は、療養病床と老健施設というのは機能的に似ているものでございますので、機能的に同様の施設に転換して、その減った病床数で一般病床をつくってしまえば、病床が過剰になる可能性があるということで、それを避けるための規定でございます。

また最後に、(2)の療養病床における看護師の配置基準の経過措置の延長でございますが、これは、国は、本来、平成29年度末で介護療養病床を廃止するとしておりましたが、この廃止が平成36年まで延長されましたので、これに準じまして職員の配置基準も延長するというものでございます。

猪股委員

条例改正の内容の中、(1)の病床数の算定方法について、療養病床を、先ほど説明があった介護老人保健施設等に転換した場合の算定方法の期限が、平成36年3月31日までとなっておりますが、この6年間というものはどういう考え方ですか。

井上医務課長

6年間の考え方でございますが、現在の地域保健医療計画、これは医療法の規定に基づきまして各都道府県が策定することになっております。全国一律でつくっているものでございますが、この計画期間が平成36年3月31日までとなっております。医療計画を策定する際には、既存の病床数及び基準の病床数を計算いたしますので、病床数の算定方法の期限と地域保健医療計画の期間が一致しているというものでございます。

(県内の病床数の現状と全国的な状況について)

塩澤委員

今の質問に引き続いてということでお願いしたいのですけれども、今、既存の病床数、あるいは基準病床数ということの説明があったのですけれども、県でも、先日、策定した新たな地域保健医療計画というものを継続したと思うのですけれども、県内の今の病床数の現状というものはどうなっているのか、お伺いします。

井上医務課長

まず基準病床数でございますが、基準病床数は病床の種類ごとに定めることとなっております。

まず一般病床と療養病床の合計の基準病床数については、二次医療圏ごとに定めておまして、県内にある4つの二次医療圏の全てにおいて、既存の病床数が基準病床数を超える状況でございます。具体的には、中北の医療圏では、基準病床数3,836に対して既存病床数が4,610、峡東では1,492の基準に対して2,021、峡南では174の基準に対して545、富士東部では791の基準に対して1,136という状況でございます。

また、精神病床や感染症病床という区分もございますが、これらの区分は県全域を医療圏としていますが、これらにつきましても、既存の病床数は基準病床数を超えている状況でございます。

塩澤委員 今、話を聞くと、4つの医療圏で全て基準病床数を上回っているという説明だったと思います。計算でいろいろあると思うのですが、なぜそういうふうになっているのか、また全国的にもどういう傾向になっているのか、お伺いします。

井上医務課長 基準病床数というのは、人口などを基準に全国一律の算定式で行うこととなっております。過去に基準病床数が少なくなるような算定の変更が行われた一方で、また人口も減少しているという状況もございます。こういう中で、既存の病床数というのは大幅な減少がないことから、平成14年から全ての医療圏において既存病床数が基準病床数を上回っている状況でございます。全国的な状況でございますが、本県同様、基準病床数を超えている医療圏が大半となっている状況でございます。

(産科医療等のニーズが高い病床の扱いについて)

塩澤委員 そういった場合、県内でもやはりニーズが高い、例えば分娩、こういったものを扱うというところもまだまだ必要などころというのはあると思うのですが、そういったケースというのはどういうふうに扱われるのでしょうか。

井上医務課長 医療法等の規定によりまして、例えば分娩ですとかの産科医療、それから小児医療ですとか僻地医療等、あらかじめ定められた一定の診療所につきましては、病床過剰地域においても、医療審議会の意見を聞いて設置することが可能となっております。本県におきましても、この10年間で産婦人科など4つの診療所において病床の設置を行っているところでございます。

(条例改正の考え方について)

小越委員 先ほどの既存病床、基準病床とありましたけれども、稼働しているベッドとこの既存病床は同一ということですか。稼働しているベッドはまた違う数字ですか。

井上医務課長 既存病床と稼働ベッドですが、既存病床のほうには一定のルールによりまして補正をいたしますので、既存の病床のカウント、イコール現実にある病床というものではございません。先ほどのように老健施設であれば0.5掛けるとか、それから山梨県にはないのですけれども、県民が利用しないような、例えば自衛隊の方が特別に入る病院ですとか、そういった病床というのは既存病床数にはカウントされませんので、そこはイコールではございません。

小越委員 先ほど現状でも基準病床より既存病床のほうを上回っているというお話があったのですけれども、実際に既存のベッドが全部動いているのでしょうか。医師がいなかったりとか、それから看護師がいなかったり、診療科目がなかったり、稼働できるベッドはもっと少ないのではないですか。

井上医務課長 手元に資料はございませんけれども、現実として稼働していないベッドもあるかと思えます。

小越委員 ということは、実際には、今、本当に必要なベッドはどうかということがわからないと思います。今、医師不足の中で、それから公立病院の中で、ベッドは本当は100あるけれども80しか稼働していないところもたくさんあると聞いております。そこを減らしていくということかもしれませんけれども、この減った病床で一般病床をつくらせないとはどういう意図なので

しょうか。

井上医務課長　　ここは2つ目のポツのところだと思うのですが、国の考え方でございますけれども、療養病床と老健施設は機能的に似ているものでございますので、療養病床から老健病床に転換した場合には、そこは平成36年まで既存病床にカウントするという考え方でございます。

小越委員　　先ほどの答弁で、減った病床で一般病床をつくらせないためと答弁がありました。こうなりますと、もっとベッド抑制にというふうに医療のかかりにくさを加速していくのではないかと思います。

それから、もう1つ、看護師の基準ですけれども、本来は4対1が必要だというのに、6対1のままているのはなぜでしょうか。

井上医務課長　　この条例ができたのは平成24年でございますが、これは分権一括法で県に条例がおりてきたのですけれども、この前の段階では、国の厚生労働省令でこういったものは定めておりました。この当時から、こういった経過措置は設けられているものでございます。申しわけございません、その詳しい背景につきましては勉強不足でございます。

小越委員　　本来はもっと患者さんに対して看護師の配置を厚くしないと。この療養病床の医療や介護のことを含めて守れないからこそ4対1にしている。だけど今は6対1のままだと。であれば、6対1でなく4対1に、しっかり本来の医療に戻すようにするべきだと思うのですが、なぜ6対1のまままで可としていくのですか。

桜本委員長　　小越委員に申し上げます。厚生労働省の省令に従うという中身でございますので、ここで議論をしても、国からの基準に沿ってということがありますので、よろしいでしょうか。

小越委員　　そうであっても、少なくとも県としたらどう考えているのか。従うべきといっても県としてはどう考えるのか聞きたいので、なぜ6対1でよいと判断しているのでしょうか。

井上医務課長　　まさしく厚生労働省令で従うべき基準に沿っての改正を行うものでございます。看護師につきましても、この背景につきましては、私の勉強不足でございましてよくわからないところがあるのですけれども、かなり前からのこの規定というのはございまして、看護師不足の状況なども配慮して、こういった規定になっているのかもしれない。

## 討論

小越委員　　いくら国からの従うべき基準といいますが、県としての考えがありません。特に看護師の基準については、療養病床で医療と安全をしっかり守るためには本来の4対1にするべき意見があるってしかるべきです。同時に、減った病床で一般病床をつくらせないとなりますと、これからの医療のベッド、そして受診抑制に拍車がかかりますので、私はこれに反対します。

採決　　採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

## ※所管事項

(子どもの心のケア総合拠点について)

望月(勝)委員　　近々、本県でも発達障害の総合的な拠点の建設が始まると思うのですが、その点についてお伺いします。

昨今、各地で発達障害や痛ましい虐待などのニュースを目にするところではありますが、こうしたケアを必要とする子供への対応の強化が必要と認められているところでもございます。その中で、本県の子育て環境をさらに充実させるものと考える中で、県では子供のケアにかかわる総合拠点の整備をこれから建設にかかるわけですが、その点について何点かお聞きします。

まず総合拠点として、近々、こころの発達総合支援センターと児童相談所、また児童心理治療施設、特別支援学校を一体化した整備をするとのことですが、現在、どのような進捗状況になっているのか、その状況を伺います。

土屋子どもの心のケア総合拠点整備室長 総合拠点については、平成31年度中の完成を目指しておりますが、昨年度末、今年3月ですけれども、実施設計が完了して、現在、9月の建設工事着工に向けて発注等の準備を進めているところです。また、建物等の整備と合わせて、昨年7月には福祉医療関係者で構成する開設準備委員会を設置しておりまして、分野ごとの課題を検討するワーキング等を月1回程度のペースで開催をして、開設に向けた準備を行っているところです。

望月（勝）委員 今、答弁の中で、9月から着工して平成31年度中には完成ということで、今、いろいろ開設準備委員会の中でも月1回ぐらいのワーキングを組んで、この施設の検討をしていきたいということですが、その中で4つの施設が、今回、一体となることができる中で、児童心理治療施設については、これまで県内にはなかった新しい施設と私たちも記憶しております。そんな中で、開設後の運営を円滑に進めるためには、十分な準備が必要ではないかと思いますが、そこでまず開設に当たっての準備や人材育成、また指導者等の研修、そうしたものをどのように進めていくのか、伺います。

土屋子どもの心のケア総合拠点整備室長 児童心理治療施設については、確かにこれまで県内にはなかった施設であります。設計の段階から県外の児童心理治療施設、例えば長野県の松本あさひ学園ですとか、神奈川県の子どもの自立生活支援センター「きらり」といった施設の視察等を行ってきました。また、昨年度から、人材育成ということで、実際に施設を運営する立場となる職員の育成のために、県の福祉職6名ですけれども、それぞれ2週間ずつ神奈川県にあります横浜いずみ学園という児童心理治療施設に派遣しております。その児童心理治療施設の中で、実際に子供と過ごす生活場面での指導方法ですとか、あるいは運営方法等について勉強をしている状況です。

本年度についても、県外の先進の施設の視察ですとか、あるいは派遣研修を実施する予定でありまして、現在、派遣先施設の日程調整ですとか、候補者の選定等を行っているところです。また、そういった研修の成果も含めて、県の児童心理治療施設の運営に生かしてまいりたいと考えております。

望月（勝）委員 今回の答弁の中で、これから職員を横浜の施設へ派遣して研修をさせるということですが、この拠点の整備の背景には、やはり山梨県の子供たちのそうした心のケアを重点的にやっていくということの中で、この4施設が一体となる施設でございます。そうした中で、4カ月以上といった診療待ちとか、そうしたものが出ないように、十分に配慮しながら、充実したよりよい施設になるような、そんな研修をこれからも心がけてもらいたい。そういう中で答弁をお願いします。

土屋子どもの心のケア総合拠点整備室長 この拠点整備の背景については、こころの発達総合支援センターの待機期間の長期化といった背景がありますけれども、今回の整備に当たっては、増加する人数に対応できるように、センターの診察室を2部屋から4部屋に増設すると。それと、相談室についても、3部屋から10部屋に増設するといったような計画になっております。また、それに合わせて、当然、医師とか心理士といった人員体制についても強化をするといったようなことになっております。

特に医師ですけれども、医師については、発達障害や子供の精神疾患について専門性を持った医師を確保するというようなことが課題になりますけれども、現在、山梨大学の協力を得ながら取り組みを進めているところです。

また、発達障害の診療については、どうしても地域の小児科医の方に一時的な役割を担っていただきたいというようなことがありまして、医療関係者との検討会等で、そういう体制を整備するための取り組みを進めているところです。

こうした取り組みを進めることで、子供の心のケアを支援する充実強化を図るということによって、今、お話がありました待機期間の長期化といったようなところも解消することを目指してまいりたいと考えております。

(住宅宿泊事業について)

早川委員

民泊の事業の届出についてお伺いしたいのですけれども、昨年ですか、本県を訪れたのは3,216万人で、外国人が1,153万人という、今までにない来県者がある中で、私の地元も含めて民泊がふえています。6月15日に民泊法が施行されて、そのときの新聞報道を見ると、山梨県で届出が37件で、受理が18件。観光地の山中湖村で1件、北杜市では1件ということです。私は、これはちょっと少ないのではないかなと思っていて、私の地元でも実態はもっと多くて、届出が37件、受理が18件とあるのですけれども、相談自体はもっと多かったと思うのですけれども、それも含めて現状をお伺いしたい。

大澤衛生薬務課長 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の届出ということですが、昨日時点で申しますと、届出書の提出がありましたのが46件、そのうち、中身が適正で受理をしたという件数が25件。25件がいわゆる営業できるというものであります。その25件の地域別の内訳になりますと、甲府市が4、中央市が1、都留市が1、甲州市が1、それから富士吉田市は6、それから富士河口湖町が6、鳴沢村が3、山中湖が2、北杜市が1という状況であります。

相談件数につきましては、事前届出が3月15日から始まっております。その前から相談が来ておりますが、現在までのところ、おおよそ180件程度ということでございます。

早川委員

180件ということですね。感覚で言って申しわけないですけれども、私の地元とか、私の知人、友人を含めると、はっきり言ってもっと多いような気がして、これはいろいろ議論があったのですけれども、大切なのは正しい民泊をふやすことだと思うのです。そういった中で、地元でよく聞くのは、民泊の届出の書類が面倒くさいということ。ここに届出書類の一覧があるので、これはかなり素人の人にとっては結構わかりづらいというところがある。それと、もう一つは、民泊を申請するのに、山梨県庁に来なければいけない、富士北麓のフィールドとか南アルプスのフィールドがあるのに県庁に来なければいけないという実態があるのですけれども、これは県庁に来なければいけないのですか。または書類を何か簡略化することはできないのでしょうか。していくべきだと思うのですけれども。

大澤衛生薬務課長 届出の受け付けにつきましては、一元的に相談も受け付けるということの中で、山梨県庁の衛生薬務課で一括して受付をさせていただいているところです。

届出書類につきましては、住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法で定めます届出書類と、それに関係する添付書類というものを求めておまして、これらのものについては、適正に事業を行っていくために国で定めたものということですので、届出者には御理解いただきたいと思っております。

それから、届出につきましては、観光庁のほうでつくりました民泊のサイトから届け出る電子申請というものもできるようになっておりますので、届出者にはこれを案内する中で、どちらかを選んでいただいて届出をしていただくということをお願いをしているところでございます。

早川委員

6月に施行したので、いろいろな人件費の問題もあるので、まずは県庁にということもわかります。ただ、結構、顔と顔を突き合わせないとわからない苦情があったりして、できれば来年とか再来年には、そういう実際のフィールドのところで窓口を広げていただいたほうがいいと思います。

それで、そういったことがあるから、実際に闇民泊ということもあるので、適正な民泊について逆にしっかり取り締まることが大切だと思います。

実は、北海道に民泊バスターというか、違法な民泊があったときに、ちゃんとコールセンター

というか、適正な民泊をふやすことが本当に大切だと思うので、北海道には民泊の苦情とか違法ではないかという通報の窓口がありまして、私はこういったことはまず適正な民泊をするために山梨県に対して必要だと思うのですが、その点、いかがでしょうか。

大澤衛生薬務課長 いわゆる違法民泊につきましては、改正されました旅館業法におきまして取り締まるということになっていくわけですけれども、情報というものが非常に大切だと考えています。違法民泊を見つけた方からの情報がとても重要ということで、その情報を広く県民の方から集める方法としまして、例えば県のホームページなどに新たに連絡先を案内するというようなことも、今後、検討してまいりたいと考えています。

早川委員 要するに、そういう適正な民泊を取り締まる新たな窓口は本当に必要だと。片やもう1つは、取り締まるだけじゃなくて、先ほどの書類のもの、国の決めなのでこれを簡略化というのは難しいと思うのですけれども、窓口の県庁に行ったり警察に行ったり、消防に行ったり、幾つか行くところがあって、面倒くさいということがあります。岐阜県を見ると、6月に向けて民泊ワンストップ窓口という窓口を出してまして、それぞれ個別で難しいかもしれないけれども、例えば県庁に警察用の書類を置いておくとか、もっと言えばリンクがありますね、申請のリンクを張るとか、書類を簡略化するのではなくて、要するに親切なワンストップ的な対応を県がしないと、モグリの民泊がふえていくのではないかと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

大澤衛生薬務課長 衛生薬務課が一元的な窓口ということで相談対応をしているところですが、届出書につきましては、まず書類を整えるためにはどうしてもやはり消防本部であるとか法務局、そういう関係機関に出向いていかないとならないということが必要になっています。ただ、これらの関係機関についても、相談等のときに我々のほうで資料をお渡しして丁寧に説明をするというようなことは心がけているところでありますし、それから、県のホームページにおいても資料を掲載しているところであります。

今、岐阜県の例のお話がありましたけれども、今後、他県の例なども参考にしながら、例えばホームページに関係機関のリンクを張るなど、さらにわかりやすくなるような工夫をしてまいりたいと考えております。

なお、例えば先ほどありました苦情の窓口につきましては、国のコールセンターと衛生薬務課、各保健所ということで受け付けておりますので、その辺のところも先ほどのホームページのほうに案内していきたいと考えております。

早川委員 リンクをしていただくということだと思うのですけれども、県庁の窓口で、私が聞くに、2時間も3時間も相談を受けている、それもちょっと非効率だと思うので、徳島県などで、今、話題になっている人工知能のAIが民泊の説明をして、そういう事務の簡略化をしているということがあります。

いろいろ民泊についてはこれから議論があると思います。ただ、私は、国も食と泊の分離をやっている中で、観光地全体としてみれば、ホテルとか旅館とか、また民泊というものがあることは、バリエーションがふえて地域エリア全体としてはいいことだと思うので、ぜひ観光部と連携をとって、とにかく本県は適正な民泊をふやしていただきたいと思います。

(医療機関の外国人受入体制について)

続いて、もう1件だけ。そういう意味で、これも外国人の受け入れ体制のことですけれども、特に医療体制。この間、徳島県の徳洲会ですか、診てもらったけれども300万円かかって、100何万円踏み倒されたというニュースがあると思うのですけれども、私、昨年の議会で、本県の医療体制で、これから外国人もふえてくるから、3言語か4言語ぐらいしかないと、もっとそれに対する体制をふやしたほうがいいという提言をさせていただいたところ、やまなし医療ネットを使いやすいシステムにするため、言語の数をふやすという答弁をいただきました。改めて具体的にきちんとそれが執行されたのか、具体的な内容をお伺いしたいです。

井上医務課長 やまなし医療ネットの改修の件でございますが、昨年9月に新機能を追加する改修を行ったところでございます。具体的に新たに追加した機能は、多言語化ということで、英語、中国語、ポルトガル語をはじめ全国最多の7カ国語に対応するような改修を、1点、行いました。

2点目といたしましては、外国人旅行者が手軽に利用できるように、スマートフォン対応にするという改修を行っております。それから、位置情報を利用して、近くの医療機関を検索できるような機能も追加したというのが主な改修でございます。

早川委員 全国最多で7カ国ですけれども、東京オリパラということも注目されているのですけれども、もう来年にはラグビーのワールドカップがあって、8月には8カ国の国会議員のラグビーワールドカップが本県、河口湖を中心に行われるという状況があります。片やスマホで調べれば翻訳ができるということを知らない外国人もいるので、医療機関の外国語対応だってそうだが、そういう周知徹底とか入り口の部分で連携が必要だと思うのですけれども、その点について何かやっているのでしょうか。

井上医務課長 外国人旅行者に対する周知についてでございますが、県内の宿泊施設ですとか観光案内所といったスポットにやまなし医療ネットのチラシを配布するとともに、観光関係のホームページですとか、いろいろな外国人向けのアプリもございますので、そういったアプリに医療ネットのリンクを張らせていただくようなところで周知を図っているところでございます。

早川委員 それで病院がわかった、例えばフランス語の記載により病院がわかったといって病院に行っても、今度、病院の受け入れ体制として、全然言葉が通じない、行ったはいいけれども、その病院が何も対応できないということで、そこでの医療トラブルとかお金のトラブルというものがあると思うのですけれども、病院側の受け入れ体制として、例えば個人病院とか県内の病院でも、せめて県として、英語とか中国語ぐらいの共通語の医療事務、そういうことの講習会とか、そういう医療側の受け入れ体制の外国人対応についてやるべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

井上医務課長 外国人の医療側の受け入れ体制ということでございますが、やまなし医療ネットでは、各医療機関の情報として、診療科以外にも、その医療機関で対応できる言語が何かという情報も掲載しておりますので、そういったところで検索していただければ、外国人でも安心して医療が受けられるような仕組みとしております。

また、一方で、外国語対応ができていない医療機関に仮に外国人旅行者が受診した場合ということも考えられますので、そういった場合には、外国語と日本語の2つの言語が表記されております問診票を医療ネットから取り出すことができる形になっておりまして、この問診票を活用して医療機関には対応していただきたいと考えているところでございます。

それから、研修会といったものをやったらどうかという提言でございますけれども、外国人旅行者への対応につきまして、医療機関側にどういったニーズがあるのか、またどういう方法が一番適切なのかといったことを、医師会ですとか県の病院協会等の関係者とも協議をしていながら、適切な医療ができるように努めてまいりたいと考えております。

早川委員 先ほどの民泊もそうですけれども、もちろんオリンピックとかラグビーのワールドカップという一過性のイベントで医療体制のそういう改善をするというのはどうかと思うのですけれども、今後、山梨県に外国の人が移住をしたりすることがふえてくると思います。移住をしたり、または外国人の観光客はもっとふえてくると思います。そういった中で、ぜひより一層、山梨県は観光立県として、そういう医療体制がないといけないと思うので、その辺はぜひいろいろなところと連携していただければと思います。

井上医務課長 いろいろな機関と連携しながら、医療提供体制についてはしっかりしていきたいと思っております。



もう1点、医療ネットの問診票の話でございますけれども、これは非常に多言語で、18種類の言語に対応している問診票でございます、加えて診療科目ごとに必要な患者さんの情報が得られるように、例えば整形だとか小児科だとか内科だとか外科だとか、いろいろな診療科目ごと、11種類の様式を用意してございます。こういった問診票を活用することで、ある程度、言葉の壁があっても適切な医療が提供できるよう工夫されておりますので、こういった問診票のことにつきましても、県医師会などを通じまして、今後、積極的に情報発信して活用していただきたいと考えております。

(国民健康保険制度改革について)

猪股委員

国民健康保険制度改革について、何点かお伺いします。まず、国民健康保険は我が国の世界に誇る国民皆保険の最後のとりでとして大きな役割を果たしています。今後も持続的な医療保険制度を将来にわたって堅持するため、今年度から県が新たに保険者として加わり、県単位で財政運営を行う国民健康保険制度改革が施行されたところでもあります。

そこで、今回の改革は大きな改革であったが、これまで保険者として国民健康保険を運営してきた市町村は、この制度改革にどのように対応しているのか、その辺についてお伺いします。

土屋国保援護課長 国民健康保険制度改革のスタートに当たりまして、市町村におきましては、算定方式の変更及び国民健康保険運営協議会に関する条例の改正など、必要になっておりますけれども、これまでに全ての市町村におきまして改正済みとなっているところでございます。また、この4月から市町村に対してお支払いいたします交付金の支払いを進めているとともに、市町村のほうからいただきます納付金につきましても、現在、納めていただくための準備をしているところでございます。制度改革に伴う作業といたしましては、順調に推移していると考えております。

猪股委員

今回の国保の制度改革の中で、納付金の仕組みが導入されたことなどにより、保険税や保険料の算定にも影響が出ると思います。そこで、各市町村の今年度の保険料などはどうだったのか、上がったのか、下がったのか、その辺が理解できないのですけれども、いかがでしょうか。

土屋国保援護課長 2つございまして、条例で税率を決めております保険税でやっているところが25市町村でございまして、その中で、保険税を引き上げたところが1団体、また引き下げたのが11団体、変更なしが13団体でございました。

もう1つの保険料のほうで、こちらのほうにつきましても、賦課割合の部分しか示していないわけですが、引き上げたところが1団体、変更なしが1団体となっております。

猪股委員

国保制度改革は、一応、順調にスタートできているものと思います。この制度改革の趣旨は、県が保険者になって、県単位で国保の財政運営を行うということですが、今後は県内のどこに住んでいても、同じ所得で同じ世帯構成なら同じ支払金額になるのか。そういうことを進めていく必要があると考えますが、今後、保険税等の一本化を実現していくためにも、どのような課題があるのか、その辺はいかがでしょうか。

土屋国保援護課長 将来的な保険税・料の一本化につきましては、まずは市町村の中で異なる国保の算定基盤となる部分の統一をしていく必要があると考えております。例えば、保険料の算定につきましては、所得割、均等割、平等割の3つでやっているのが3方式と言われるところと、それと、これに資産割を加えた4方式でやっているところがありますので、これらについて合わせていく必要があると思っています。

また、これに加えて、収納率につきましても、一番高いところと一番低いところでは8.9ポイントの差がございますので、これらについてもその差を縮めていく必要があると考えております。

猪股委員

保険税率等の一本化に向けては幾つかの課題があることはわかりましたが、県ではこうした課題を解消するためにどのような取り組みをしていくのか、その辺をお聞きます。

土屋国保援護課長 一本化に向けた課題の取り組みのため、現在、均等割、所得割、平等割の3方式への統一や収納率の向上というところにつきまして、県の特別交付金を用いまして、積極的にこれらに取り組んでくれる市町村について支援しようと考えております。昨年度からこれまで、7市町村が4方式から3方式に切りかえていただいたところでございます。また、これらを行うに当たりましては、市町村の担当者と現場の状況をよく聞きながら、一本化に向けた課題の整理及び課題解消に向けた取り組みについて検討していきたいと考えております。

猪股委員 最後に伺います。国保制度を持続可能なものにしていくためには、高齢化の進展等により、今後、増大が見込まれる医療費の適正化にも取り組む必要があると考えます。これについて、県がどのように取り組んでいくのかをお聞きします。

土屋国保援護課長 医療費適正化に取り組んでいただける市町村に対しましては、国が行っております保険者努力支援制度に加えまして、県の交付金を積極的に活用してまいり所存でございます。県の持つております特別交付金におきましては、健康づくりや疾病予防に加えまして、医療費増大になる可能性が非常に高い骨粗鬆症対策に対しまして、交付金を充ててまいりたいと考えております。また、これと合わせまして、後発医薬品、ジェネリックの使用促進につきましても進めてまいりたいと考えているところでございます。

(介護職員の充足率について)

小越委員 大きく4点お伺いします。まず、介護保険についてお伺いします。先日、山梨日日新聞の1面に、介護職員充足率、山梨1位という記事が載りました。私は、この記事に、現実と比べてちょっと違和感を覚えております。

先日、この教育厚生委員会でも介護職員の充足について意見交換会をしたところでありまして、今現在、山梨県、2025年予測は充足率1位ですけれども、2018年の現在は、介護職員は充足をしているのでしょうか。

佐野健康長寿推進課長 介護人材につきましては、国のほうで示されております、全国で統一してつくっております介護人材需給推計のワークシートを用いまして、需要推計については市町村が見込んだ将来のサービス利用者の数の推計結果、それから供給につきましては、就職率とか離職率などを用いて設定をした数として推計をしているところでございます。現在につきましては、基本的には、基準上の数というものは充足をしていると考えているのですけれども、結婚とか出産とか、あるいは突然の離職とかいったようなことがございますので、不足感があるというふうには考えております。

小越委員 充足していると言いましたね。この前の委員会で行った意見交換会での現場の認識とすごくずれていると私は思います。

厚生労働省は平成27年にも調査をしております、平成27年の調査によりますと、山梨の2025年の見通しは、平成27年のときは88.8%でした。今回、90何%ですけれども。そのときの見込みは2020年には1万4,217人と思っていたけれども、平成30年の調査によると1万3,746人と減っているわけです。要介護者もふえている、高齢者もふえている、だけど、この県の見込み、平成27年と平成30年でいくと、介護職員の需要見込みは減っていくのです。どうしてこういうふうになるのですか。

佐野健康長寿推進課長 介護職員の数につきましては、保険者である市町村がいろいろなサービスの見込みなども含めまして設定しています。サービス量を設定した結果、介護人材の数がこういうふうな形になっていくというものが示されたものでございます。これにつきましては、介護予防に力を入れていくということで、特に今回、第7期の計画におきましては、重度化防止とか、あるいは介護予防に力を入れるということから、将来推計をこのように見込んでいるというものでございます。

小越委員 　だから、この分母そのものである介護保険事業計画の数値が従来よりも少なくなっている。介護予防をすと言いましたけれども、そもそも介護保険を使えないように、使わないだろうという推考のもとに分母が小さくなっているから、充足率が上がったように見えてしまうと思うのですけれども、先ほど充足していると言ったことが非常に心配です。

　先日も、この委員会の中で意見交換会をしたときに、実際の介護の事業者の皆さんが、もう人が集まらない、募集をかけても来ない、だから派遣会社に頼んでいる、派遣会社に100万円の成約料を払わなければならない。現在も人員が不足しているという認識は現場にあるのですけれども、県とすれば、この介護職員が充足しているとなれば、これからどのような手だても、何もしていかないということですか。職員の確保についてどう考えているのですか。

佐野健康長寿推進課長 　先ほど申し上げたのは基準上の話で充足しているという話でございます。実際には人員基準を超える職員を配置している事業者が非常に多いということで、先ほど言いましたように、急な退職とか育児休業などによります欠員が生じて、そういったことから不足感が生じていると考えております。

小越委員 　この記事を見ますと、山梨県は介護職員が充足しているのかというふうに思われます。全国的に見て、いっぱいいるのであれば山梨県から介護職員を千葉に誘致するというふうになってしまうのです。実際のところは、もっと介護職員が足りないという立場に立って確保をやっていたらいいと思います。

(介護保険料の負担増について)

　次に介護保険料についてですけれども、介護保険料の全国の平均の値上げは、今回は6.4%でしたけれども、山梨県の平均の値上げは8.7%です。据え置いた市町村もありますけれども、例えば山梨市は32.1%の値上げでした。山中湖村は27.3%、甲府市でも10.4%、大きく値上がりしております。例えば甲府では、基準額で6,482円、年金が2月に一遍ずつ引かれる中では、年金から1万4,000円も少なくなっているわけです。こうした中で保険料を払えない方が出ていると思うのですけれども、介護保険料を滞納されている方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

佐野健康長寿推進課長 　毎年、厚労省でまとめております介護保険の事務調査というものがございすけれども、今、公表されている平成27年度中の未納者につきましては、県全体で約5,000人ということで、未納率につきましては2%程度ということでございます。

小越委員 　5,000人も滞納していると聞いてびっくりなのですが、滞納されていると介護サービスを利用するときに制約があるのでしょうか。

佐野健康長寿推進課長 　大きく分けて2つございまして、今時点で保険料を滞納している方につきましては、1年以上滞納が続く被保険者に対しましては、特別な事情がある、例えば災害等で払えないというような、そういった方々を除いて、介護サービスに対する支払いを、一旦、全額支払った後に、市町村の窓口申請をしまして、自己負担以外の給付費が償還される償還払いというのがございます。

　さらに、未納が1年6カ月以上続くということになりますと、償還払いの扱いとなった給付の支払いが一時差止めされるということになります。それでも未納が2年以上続くというときには、差しとめた償還払いの費用から保険料を相殺するというような形でございます。

　もう1つ、過去に保険料を滞納した徴収期間の消滅期間があるといったような場合ですけれども、認定を受けました1号被保険者が、認定前の10年間に時効によって徴収権が消滅した期間があるといったような場合には、保険の給付率が7割程度に引き下げられるとともに、高額介護サービス費が支給されなくなるといったようなことがございます。

小越委員 　介護保険料を滞納していると介護サービスを受けにくくなる、または受けられなくなる、それ

をさかのぼって保険料を払うこともできなくなると7割給付しかできない、そして、その償還払いもできなくなると非常に困難だと思います。

例えば甲府市では、平成30年3月末現在1,081人の方が滞納されています。5万4,000人の第1号被保険者のうち1,081人、そのうち第1段階の方、一番収入の低い方、この方が269人滞納されている。本人が基準段階5までは非課税です。非課税の方だけでも612人。だから、滞納されている方の半分以上がほとんど非課税です。低所得の人ほど保険料を滞納する傾向になってしまいます。そして、これから保険料がまだますます上がっていくとなると、もう本当に払えなくなってしまいます。滞納する方が5,000人どころかもっとふえてします。介護保険を受けられなくなってしまいます。そのときに、本当に大変な健康寿命の維持どころかなくなってしまいます。介護保険料を引き下げのための手だてを山梨県は県として何か考えていないのでしょうか。

佐野健康長寿推進課長 特に低所得者につきましては、独自減免ができることをお知らせするということと、あと、市町村で独自の制度を持っているところがございますので、そういったことでもって対応してまいりたいと考えております。

小越委員 県として、この問題をちゃんとしっかりつかまえるべきだと思います。市町村任せにしない。5,000人も滞納している方がいる、これからふえる可能性もある、健康寿命日本一ではなくなってしまいます。県として、助成金を出すなり、考えていただきたいと思います。

(重度身心障害者の窓口無料化について)

次に重度障害者医療費のことについてお伺いします。先日、窓口無料復活を求める方々の1万6,000を超える署名が提出されました。ぜひこの声をしっかり受けとめるべきだと思います。窓口無料の廃止で、重度障害者の方については医療費抑制はないというふうにずっと答弁がありました。重度障害者の方の多くは定期的に、継続的に受診をしなくては命にかかわる方が非常に多いです。受診抑制はないと言っておりましたけれども、この自動還付方式は2カ月以内に医療機関にその医療費を完納しないと自動還付にされません。6月にかかった医療費を7月中に払わないと、8月に払ったとしてもだめだと。半分ずつ分納しても自動還付にならない。全部完納したら、領収書を持って市役所に行って手続をして、ようやく返ってくるという手続です。

お聞きしますけれども、自動償還できずにいた方々の件数と金額は、どのくらいあるのでしょうか。

小澤障害福祉課長 重度心身障害者医療費助成制度につきましては、窓口で一旦お支払いをしていただくことを前提としております。また、御存じのように、一旦、お支払いの困難な受給者の方のために、重度心身障害者医療費貸与制度を設けておまして、受診後の貸し付けにも対応をしているところでございます。したがって、医療費が支払えないということはないと考えております。このため、御質問の件数、また金額の実態の把握をする必要はないと考えております。

小越委員 違うでしょう。だって、病院、医療機関でお金をしっかり全部払わなかったら、自動償還されないわけですよ。医療機関では、毎月、重度障害者の医療費助成受給者証を持っている方々で、滞納している未収金リストをつくっています。未収金リストをつくって各市町村に送っているわけですよ。そうしますと、この人は未収金があるから、貸し付けをするときに、あなたは未収金がありますね、完納していませんということで、貸し付けするときに非常に大変になっているのです。なぜ未収金の人数や、自動還付されていない数を把握しようとしないのでしょか。

山梨県はこう言っていました。全額補助を維持することになっていると。今、全額補助していないではないですか。完納しないと、全部、医療機関に払わないと自動還付されない、償還できないのです。自動還付できていない方が何人いるか、それをつかまなかったら、全額補助を維持することになっていないと思うのです。なぜ調査しないのですか。

小澤障害福祉課長 先ほど御説明申し上げました貸与制度につきましては、借りたお金を医療費として使っただけならば、その還付金から直接返済される仕組みとなっているところでございます。また、借

りたお金が手元に余ってしまって、還付金から返済がされなければ、納付書で返納していただくこととなっております。借りた目的のとおり、医療費に使っていただければ滞納が起こることはないと考えております。

小越委員

それを言っても堂々めぐりですけども、違いますよね。今現実には未収金リストというやつを各医療機関がつくって、市町村に送っているわけです。この方は重度医療の受給者証を持っているけれども全額払っていない、未収金になっていますと。それを各市町村に未収金リストを各医療機関が出す。それを各市町村が見て、そうした貸し付けをやりたい、貸与をお願いしますというときに、あなた、未収金がありますよねということで、なかなかそれを貸してくれなくなる。悪い循環がずっと回っているのです。全額補助するからこの制度は維持すると言っていましたけれども、全額補助されていないではありませんか。ちゃんと把握するべきです。そうでなかったら、重度障害者の方々が、医療機関に行ってお金がなくて払えない実態をつかんでないということですよ。

この1万6,000人の署名の皆さんの思いを受けとめてもらいたいと思います。視覚障害者の方が医療機関でお金を払えなかった。それを2カ月後に全部完納した。その領収書を持って市役所に行く、そしてATMでお金をおろす。これがどれだけ大変か、そのことぐらいわかりますよね。家族の人に頼めといっても、家族も働いているのです。そんなことをどうして毎回できますか。窓口無料の復活を求めるこの声をしっかり受けとめるべきです。手間暇のことをどうして考えないのか。県じゃなくて市役所も大変なのです。ぜひ考えていただきたいと思います。

(広域化による病児・病後児保育の対応について)

次に病児・病後児保育について伺います。本会議でも永井議員から質問がありました。病児・病後児保育について、全県で広域利用が始まりますということでホームページにも載っております。非常にこれは使いいいことになってよかったと思っているのですが、なかなか面倒なことがたくさんあります。ここにも書いてあるのですが、施設により利用の流れが異なる場合があるため、事前に施設、または市町村に確認してくださいと書いてあります。この病児・病後児保育を使うための手続きが非常に面倒くさいのです。市町村に申請するところと、その施設に申請するところとありますけれども、県で統一して一本化はできないのでしょうか。例えば、この病児・病後児保育を利用したいという、そういう受給の資格というか、そういう登録証を持っていけば、どこでも使えるようにならないのでしょうか。

下條子育て支援課長 病児・病後児保育につきましては、本年4月から全県の広域化が始まったところでございます。始まって3カ月たっておりますけれども、当面の利用の方法としましては、多くの市におきまして、事前登録をしていただきます。そして、かかりつけ医に見ていただいた上で、その連絡票を持っていただいて、病児・病後児保育を利用していただくという施設が多くございます。

また、施設によりましては、当日受け付けるという施設もございまして、施設の状況によりまして、例えば看護師を配置するとか、保育士を確保するとか、そういう状況によって、施設によって対応が異なっているところでございます。

小越委員

一本化しないということですね。甲府の人が、例えば違う市町村の病児・病後児保育を利用したいというときに、甲府のところのこの用紙ではだめということですね。違うところに行って書いてもらわなければならない。そこでわざわざ登録しておかなければならない。広域利用と言いながら、とても面倒です。

例えば連絡票がありますね、お医者さんに書いてもらう利用連絡票のこの用紙も、各市町村でバラバラです。利用連絡票が全然違います。これも統一されていない。もう1つ、この連絡票の負担です。市町村によっては、各医療機関、お医者さんが書くのだから、お医者さんが書くべきものはお金を取る。3,000円取っているところもあれば、市町村によっては、これは保険点数でやるところもあれば、医師会で確認して無料にしているところもある。バラバラなんです。この連絡票も統一したり、それからこの連絡票もお金は県でやっていると言っているのですから、

県が統一するべきではありませんか。

下條子育て支援課長 病児・病後児保育につきましては、昨年の4月から6市で実施しておりまして、本年4月から実施しております。全県下の広域化が始まりましたが、まだまだ改善すべき余地があるかと思えます。例えば利用対象年齢であるとか、それから市外での利用料金等がございますので、それと合わせまして、連絡票につきましても検討していきたいと考えております。

小越委員 この制度は、使いたい方や、これによって仕事を休まなくても大丈夫になる方もたくさんいらっしゃると思いますので、せっかく広域利用できるのですから、県が音頭をとってやったわけですから、ぜひ、全県でどこでも使える書式と利用料金と、この連絡票のお金のことも含めて、県がしっかりと統一していただきたいと思えます。

(待機児童について)

最後に待機児童のことについてお伺いします。厚生労働省が公表する平成29年の本県の状況ということで、待機児童ゼロだというふうに4月の常任委員会で部長に資料を配っていただきました。ところが、その後の山日新聞の報道によりますと、待機児童3市町村で可能性と出ておりました。4月の時点で部長が配ったところにはゼロですと。6月には3市町で可能性があると言いました。多分これは新定義や、部長が配ったときは平成29年4月と10月現在であって、山日新聞が報道したのは、これから見通しかもしれませんが、この山日新聞の見通しも含めて、これから山梨県は待機児童ゼロではなく発生する可能性があるという認識に立っていらっしゃるのでしょうか。

下條子育て支援課長 待機児童につきましては、国の調査要領に基づきまして、市町村が4月1日現在、また10月1日現在で調査をしているところでございます。新聞にあります3市町におきましては、人口増の状況でありますとか、そういうことを加味しまして、将来的に可能性があるということで聞き取りをされたと聞いております。

小越委員 ゼロというふうにまだ言わないのですね。ここの文章のところに、誰がこう言ったではありませんけれども、「子育て支援課は、地域や時期によって保育士確保の難しさが増していることや、希望する保育所に入所できない児童がいることも承知している、希望どおりの保育所に入所できるよう市町村と連携し、保育士の確保、定着に取り組んでいく」とあります。ということは、待機児童ゼロにならない、待機児童が発生するのではないかという、そういう認識に立っての発言ではないのですか。

下條子育て支援課長 待機児童につきましては、国の調査要領に基づきまして実施しておりまして、市町村が調査しております。県はそれを取りまとめて国へ報告しているところでございます。そして、新たな定義におきましても、市町村からは待機児童ゼロという報告をいただいているところでございます。

そうは言いますが、新聞にありますとおり、待機児童はゼロでございますけれども、保育士の確保が難しい状況であるとか、希望する保育所に入れられないというお声は十分承知しておりますので、新聞にありますとおり、これまでもさまざまな事業を展開しておりますけれども、今後も引き続き、市町村と連携を図りながら、保育士の確保定着に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

小越委員 待機児童ゼロに近いような発言もありましたけれども。本会議の中でも、年度途中の入所は困難だということを指摘する議員がたくさんいらっしゃいました。先日、部長が配ったこの資料には、例えば育児休業中のところ、育児休業中の保護者については、保育所等に入所できたときに、復職することを継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には待機児童に含めることと書いてあります。とすれば、今、年度途中の育休中で復職したいと確認している場合は待機児童に含めることになるのではありませんか。どうでしょうか。

下條子育て支援課長 今、委員がおっしゃられたところが新たな定義として加わったところだと理解しております。それで、市町村におきましては、ここも丁寧に確認して、保護者の方の意向も確認した上で、新たな定義のもとでも待機児童ゼロと報告をいただいているところでございます。

小越委員 それは違うと思います。本会議の中でも何人も発言がありましたけれども、年度途中で入れないと、ここにも書いてあるではないですか。課長がそう言っているのです。年度途中で入れない人がいると書いてあるでしょう。このところに、例えば希望する園のことを書いてありますね。他に利用可能な保育所、特定の保育所を希望して待機している場合ですけれども、開所時間が保護者の需要に答えていること、立地条件が登園するのに無理がないこと。これが利用可能な保育所となっているのですけれども、このことに鑑みれば、例えば自宅から保育園に行き、そして職場に行く、反対方向に職場がある、保育園と自宅は20分かもしれない、だけど、その経路を通って職場に行くには1時間もかかる、こういうときには、特定の希望の園というか、そこしか入れないのです。だったら、この方々は待機児童に含めるのが筋ではありませんか。

下條子育て支援課長 県におきましては、市町村に対しまして、保護者の意向を十分確認いたしまして、ほかに入所可能な施設があることを丁寧に説明するよう助言しているところでございまして、その上で待機児童ゼロと報告をいただいているところでございます。

小越委員 山梨県は、それで丁寧に確認してやっているということでしょうか。例えば甲斐市では、希望する園を甲府ではなく甲斐市にある保育園を第8希望まで書いてきなさい、それも子供を連れて見学に行ってくるのが条件です。そして、その方も言っていましたけれども、甲斐市では、例えば8月に入りたいのであれば2カ月前に申請してくださいと。そう言われて大丈夫かなと待っていた。そして、申請に行ったら、年度途中の入園なんかとても無理ですよと言われ、職場のことと含めてもう絶望感を受けたそうです。どうしたらいいのかと。そういう対応をされているのです。

南アルプス市では、ゼロ歳児のところ、いっぱいになったということでどうしようかと市に相談に行ったら、あなたが探してくださいと。南アルプス市立の保育園なのに、南アルプス市はわかりませんから保育園に聞いてくださいと。みんな、かけまくって電話して、あいていますかと聞いている。でも、あいていないから入れない。どうしたらいいのか。親にしてみれば、もう絶望ですよ。丁寧な対応を本当にしているのでしょうか。県はどのように指導しているのですか。

下條子育て支援課長 担当の事務説明会がございまして、そこにおきまして、待機児童の調査につきましても、保護者に丁寧に説明するように話をしているところでございます。また、市町村におきましては、年度中途において入所可能な保育所があれば、そこに受け入れをお願いしているということもお聞きしております。

小越委員 国は言っていますね、寄り添った丁寧な対応をしと書いてあるわけです。県は、とても寄り添った丁寧な対応をしていませんね。ゼロ歳児や3カ月や6カ月の子供を抱えて、また上の子供を抱えながら、次から次へとあいている保育園を探さなければならないのです。丁寧な対応をしているとはとても思えません。

例えば、甲府市では、来月、このところの保育園があいていますとホームページに載ります。でも、ほかのところは載りません。どうしていいのか、どこがあいているかもわからない。そういうことを県がちゃんと指導しているのですか。逆に、山梨県は、ここにもありますけれども、待機児童ゼロにするために、県から市町村にゼロにしろと言っているようなことはありませんか。

桜本委員長 質問と答弁がこれ以上進みませんので、部長が最後に明確にお答えして、この件を終わりにしたいと思います。

小島福祉保健部長 御質問にお答えします。待機児童をゼロにする、堅持をする、これは私どもの大きな目標と

いうこととございます。これまで市町村にも大変御尽力をいただきながら、また県としても保育士の確保ということをしかりとしながら、待機児童ゼロということで市町村から御報告をいただいていたところとございます。

一方におきまして、時期によっては、あるいは場所によっては、なかなか保育士の確保が難しいといったこと、また希望する保育所には入れないといった親御さんがいる。当然、私も、それは承知しております。

したがって、これからはしっかりと保育士の確保に努めてまいりたいと考えておりますし、今、委員から御質疑のございました、市町村にどう指導をしているのかという点についてでございますけれども、市町村の皆様方、窓口含めて大変頑張っているという認識を持っております。我々もその市町村の皆様方の後押しをし、最終的には親御さんのために、またお子さんのために、これからはしっかりと対応してまいりたいと思っております。

小越委員

もう1点。このやまなし子育て何とかなのパンフレットの黄色いペンギンのところに待機児童ゼロの県と書いてありますね。この下のところに、「保護者の育休、産休、終了した子供の保育所に円滑な入所を進めています」と。これは県がつくったパンフレットです。県がしっかりと市町村を指導して、それで市町村が待機児童数をゼロじゃなくて1とか2とか10と上げてきたら、ちゃんと待機児童ゼロではなくて、今度から待機児童の数をカウントしてあげてください。今度から新しい定義ですから、必ず出てくると思います。

(保育士の確保について)

次に保育士確保について伺います。予算特別委員会の際に、部長は、待機児童はゼロですから保育士は充足していると答弁がされましたけれども、今もそのような認識なのでしょうか。

下條子育て支援課長 保育士が充足しているかということについては、本県におきましては、国の調査によりまして、待機児童がゼロと市町村から報告をいただいております。そういうことからすれば、保育士については充足しているのではないかと、そういうふうと考えているところでございます。

小越委員

さっきの介護職員もそうです。現場と全然違っているではないですか。今年、たしか知事は、国に対して保育士確保のことを初めて要請しました。今までなかったらしいですけども。国に対して保育士確保のことを要請した、けれど、山梨県では保育士は充足しているというのは、矛盾していませんか。どうですか。

下條子育て支援課長 先ほどからお話ししているとおり、保育士の年度中途での確保が難しいことは市町村の皆様からお聞きしておりますので、そういう意味も含めて、また保育士の加配という国の制度がございしますが、その拡充を含めて国へ要望したところでございます。

小越委員

保育士の年度途中の確保のところが難しいということは、待機児童が含まれてくるのですね、同じ話ですから。で言いますと、やまなし子ども・子育て支援プランという計画があります。この中で、平成27年、平成29年の保育士の需要見込みが書いてあります。それでいきますと、需要見込みが、保育士は減っているのです。これで保育士を充足しようとなりますか。保育士確保のためにどんな施策を県はやろうとしているのですか。

下條子育て支援課長 県におきましては、保育士の確保のためにさまざまな取り組みをしておりますけれども、まず1つ目としますと、新たに養成学校を卒業して県内に就職する方をふやすために、県内の保育所の魅力とか特色を知ってもらうための見学バスツアーを実施しております。また、就職フェアを実施して、県内の定着を促進しようと考えております。また、資格を持っていて勤めていない保育士の方、いわゆる潜在保育士の方につきましても、一定期間、県内に就職すると返済が免除になるという貸付事業を行いまして、潜在保育士の方の再就職についても後押ししているところ



ろでございます。

また、保育士の処遇改善を図るということから、平成29年度におきましては2%の処遇改善、それから、賃金改善を行うという施設に対しまして、国の制度である処遇改善制度によりまして財政支援をしているというところございまして、新たな職である副主任保育士とか、専門リーダーとかという職を設けて賃金改善をしている施設につきましては、4万円の賃金アップということも図っているところでございます。

小越委員

予算特別委員会で聞きましたけれども、保育士養成校を出てからの充足率について、山梨県内の保育園とか幼稚園に就職したのは69.6%と答弁がありました。3割の方は養成学校を卒業しても、山梨県のその職場につかないわけです。どこに行っているのか。東京に行ったり、首都圏に行っている可能性もあります。もしくはもう保育士の仕事をしないという方もいらっしゃるかもしれない。

山梨県として、保育士確保は充足しているという立場、待機児童ゼロだから保育士は不足していない、ずっとこのループでいきますと、延々と保育士さんのことを考えなくなってしまいます。待機児童が発生する、保育士は足りない、年度途中の入所は困難、だから、保育士をもっとふやさなければいけない。この立場に立って、例えばこのやまなし子育て支援プランも、保育の需要の見込みをふやすこと。そして保育士の確保のためにもっと県が乗り出さなかったら、市町村任せにしたら、結局、お父さん、お母さん、子供たちの保育の発達を保証できません。ぜひとも待機児童ゼロの問題ではなく、しっかりと現場を見て調査していただきたいと思います。

下條子育て支援課長 保育士の確保定着のためには、今後も引き続きまして、市町村と連携を図りながらしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

主な質疑等 教育委員会関係

※第67号 動産購入の件

質疑

(ミレー作品の購入予定価格について)

塩澤委員 県立美術館の40周年ということで、ミレーの「角笛を吹く牛飼い」を購入したということですかね。8,900万円余というような予算ということでありました。今回40周年ということなのですが、今まで、周年というか、10周年、あるいは20周年というようなときにはどういった絵画を購入してきたのか、そういったことがあったのかということをお伺いします。

百瀬学術文化財課長 過去の主な周年記念での購入作品でございますが、平成20年度の30周年のときには、ミレーの「眠れるお針子」を購入してございます。また、平成10年度の20周年記念時には、ミレーの「鶏に餌をやる女」、また10周年の記念時には、昭和63年度でございますが、ライスターの「ベントハイム城の見える風景」をそれぞれ購入してまいりました。

塩澤委員 今まで周年というときにそういった絵画を購入してきたということで伺いました。今回、この絵画の購入というのは、山梨県美術資料取得基金を活用するというようなことですが、この基金の残高というのはどのくらいあるのか、また残高というのがあるには毎年積み立てていくとは思いますが、その辺はどのようにやっているのか、伺います。

百瀬学術文化財課長 美術資料取得基金の現金の残高でございますが、平成30年3月31日時点で1億7,188万円余でございます。また、最近3年の基金の積立額でございますが、平成27年度が1,233万円余、平成28年度が1,151万円余、平成29年度が1,291万円余でございます。

塩澤委員 今回のこの8,900万円余ですか、ミレーの作品ということで、高額と言う人もいるし、あるいはミレーの作品にしてはちょっと安いのではないかなというような声もいろいろ聞くのですが、今回の購入金額というものが適正であるかとかということの判断というのはどのようにされたのか、伺います。

百瀬学術文化財課長 まず、価格の評価でございますけれども、これにつきましては、市場価格を踏まえ、そして作家の近年の評価、作品のサイズですとか質などをもとに、専門的な知識を有する委員で構成されております山梨県立美術館専門委員会の委員3名から評価をいただいております。この3名の評価価格のうち、一番低い評価価格を予定価格としておりますため、今回の購入金額は適正であると判断しております。

塩澤委員 3人の評価の中で一番下の評価価格でもって判断というのは理由がちょっとよくわからないのですが、適正であるかどうかというある程度の判断は、みんな専門家ではないわけですから、専門家に任せたとすることで、その専門家が信頼できる人たちかどうかということが一番重要なことだと思うのですが、その辺は公表できるものでしょうか。

百瀬学術文化財課長 この評価をいただいた3名の方々ですが、この美術館専門委員会の方のうち、島田紀夫先生、この方は現在、実践女子大学の名誉教授をされておられて、過去には美術館の館長もされておりました。また、馬淵明子先生でございますが、これは国立西洋美術館の館長。もう1人は千足伸行さんという方で……。

桜本委員長 課長、声が小さいです。

百瀬学術文化財課長 申しわけありません。広島県立美術館の館長でございます。この方々の評価をいただいているところでございます。

(絵画の購入方針と経緯について)

杉山委員 ミレーの絵のことにについてですが、県立美術館はミレーの美術館ということで定着をしているのですけれども、そもそも教えていただきたいのですが、ミレーの作品というのは全体的に何作品ぐらいあって、今、県立美術館にはミレーの作品が幾つあるのかということ、それと今回、「角笛を吹く牛飼い」という絵を購入されたわけですけれども、この絵をなぜ選んだのかという、例えば購入基準だとか何か、もうちょっと長い目の計画とか、そういう基準にのっとって、今回、この絵を買ったんだという、そういったものがあるのかどうか教えていただきたいと思います。

百瀬学術文化財課長 まずミレーの作品の数でございますが、私が把握している中では、油彩画でございますが、全部で400点程度であると認識しておりまして、そのうちミレーの作品は、その油彩画を含めまして、当美術館では現在69点所有しております。

また、この絵画の購入の経緯等でございますけれども、現在のこの作品が、ミレーの画業の過渡期に見られる明るく鮮やかな色彩、また風景表現に重点を置きながら、人と自然との調和を描き出そうとするミレーの姿勢がかいま見えるという点が高く評価されまして、そういった作品が本美術館にふさわしいのではないかとということで、この作品購入に至ったわけでございます。

杉山委員 今年はその40周年を迎えることでそういう購入をということがスタートということですか。その購入がありきで、購入するのだったら何がいいかということで専門家に依頼をされて、こういう絵がいいだろうと、そういう流れで進んできたということですか。

百瀬学術文化財課長 まず、2月の定例県議会におきまして、知事から、ミレーやバルビゾン派の作品の購入検討を行うという表明をさせていただきました。その後、国内外の画廊に対しまして、美術資料の市場調査を行うなどして、ミレーやバルビゾン派のいろいろな作品が出てきた中から、先ほど申し上げました美術館の専門委員会におきまして、この作品が購入すべき作品であるというようなことで、購入に至ったわけでございます。

杉山委員 冒頭に言いましたけれども、ミレーの美術館ということで定着をして、県民にも広く愛されている美術館だと思うのですけれども、そういうことが位置づけとする美術館ということになると、いろいろな意味でこれからそういう周年だとかを迎えるに当たって、ミレーの作品を購入して県民に見ていただくという方向になるのだと思うのですけれども、美術館として、そういう購入に対する長期的な計画というものがあるのかどうか。

百瀬学術文化財課長 美術館では、基本的にミレーやバルビゾン派を中心とする作品、また山梨ゆかりの作家の作品等を収集方針として定めております。この中で、特に周年のときには、今回のようなミレー等の作品を購入することによって、改めて県立美術館の存在をアピールするような形で進めております。今後も基金を使う中で、周年事業におきましては、こういった資料を取得するような形で考えております。具体的な今のところの計画はございませんが、適宜、必要な資料があれば、また基金の中で購入する等、考えてまいりたいと思っております。

杉山委員 いずれにしても、基金という公金で購入していくわけです。そうすると、やはりある程度、計画を立てて、県民にわかりやすく説明できるような購入の仕方を考えていかないと。周年事業だからといって、急に何がいいかと選んでとか、そういうことではなくて、計画的にとか、そういうふうにしといたほうがいいのかないかなという感じがしました。

(ミレー作品の今後の活用について)

それはそれとして、この絵が9月11日から展示されるということを聞いているのですが、展示するに当たって、美術館としてこんな工夫をしているとか、そんなものがありましたら教えて

ください。

百瀬学術文化財課長 作品の展示に当たりましては、同じ農民画であります「種をまく人」でありますとか、「落穂拾い、夏」などと比較することによりまして、表現や主題の多様性などをわかりやすく展示、解説することで、ミレー絵画の新たな一面を発見していただくなど、趣向を凝らした作品展示をしてまいりたいと考えています。

杉山委員 いずれにしても、県立美術館ということですので、こういう絵が県民にとってよかつたとならないと意味がないと思いますので、やはり県民に向けて、こういう絵がこういうものだとかということをおわかってもらう、そういう工夫も必要だと思います。今のままだと、美術館の自己満足みたいな雰囲気もあるので、やはり県民にとって、こういう絵の購入が最終的に県民に資するということの説明を含めて、展示の方法も工夫しながらやっていただければと思います。

桜本委員長 高い買い物ですから、最後に教育長、答弁をお願いします。

市川教育長 ただいま2人の委員から御指摘がございました。おっしゃるとおり、美術品の購入は、来館者の方々のためにあるということをお肝に銘じまして、今後も購入に当たりましては慎重に検討して、それをまた生かしていくということについても工夫を凝らしてまいりたいと思っています。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

## ※請願第29-10号 ゆきとどいた教育を求めるにことについて

意見

杉山委員 請願第29-10号「ゆきとどいた教育を求めるにことについて」の意見を述べさせていただきます。

請願事項の各項目については、少人数教育施策、はぐくみプラン、また県立高等学校整備基本構想、またやまなし特別支援教育推進プラン等に基づき、それぞれ取り組みを行っているところであります。教育環境の整備、充実に順次努めると承知をしております。

また、厳しい財政状況もあることから、それぞれの取り組みについて、進捗状況等を慎重に検討する必要があると思います。また、県教育委員会では、本年6月から来年7月まで、高等学校審議会を開催し、学校関係者や保護者などから意見を聞く中で、今後の高校のあり方を検討している状況であることから、継続審査が適当と考えます。

猪股委員 同じく「ゆきとどいた教育を求めるにことについて」意見します。県では、現在、厳しい財政状況の中でも、よりよい教育環境の整備・充実を図るため、さまざまな施策を実施しています。高校教育及び特別支援教育の一層の充実を図ることは重要であることから、就学支援金や奨学給付金を支給するなどに加え、県単独の給付金を支給し、家庭の経済状況が厳しい生徒等に対する取り組みを行っていることを承知しています。

そこで、引き続き、今後の社会情勢、他県の状況、本県の財政状況及びこれらの取り組み状況等を慎重に検討する必要があることから、継続して審査することが適当と考えます。

小越委員 採択すべきだと思います。今、お2人の意見を聞きましても、この請願が妥当だという意見が多かったと思います。30人以下学級、これは小学校だけでなく高校もするべきです。また、

小学校でも、単学級の場合は30人以下学級になっておりません。

統廃合の問題ですけれども、今、高校のことについてもこれから審議が行われるということを知っておりますが、住民合意を前提にしないと地域の皆さんの混乱を招きます。私立での学校納付金はとても高いものになっております。保護者負担を軽減することが必要です。

特別支援学校の問題、また国の高校無償化の問題は、山梨県としても国に働きかけるべきものだと思います。また、県独自の高校生の給付型奨学金は、子供の貧困対策として実施するべきだと思います。

お2人の意見を聞きましても、この請願の内容のとおり教育委員会が進めていくべきだと思います、議会としての総意をもって、この請願を採択するべきだと思います。

討論

小越委員 私はこの請願を採択するべきだと思います。含意は妥当であり、県議会総意として、行き届いた教育を、教育環境の整備のために議会として請願を採択するべきだと思います。

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

### ※請願第30-2号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図ることについて

意見

塩澤委員 請願第30-2号について意見を述べさせていただきます。  
改訂された学習指導要領等では、授業時間数や指導内容が増加することなどから、一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、きめ細やかな指導のための教職員定数の改善が必要であります。一方、三位一体改革の中で、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。義務教育は、国が必要な財源を保証することによって、教育の機会均等と教育水準の維持向上が図られるものであると思います。  
また、義務教育が憲法上の国民の権利義務にかかわるものであることから、財政面での国の責務を明らかにし、義務教育費国庫負担制度の堅持等、確実に財源を保証する必要があると思います。  
よって、本請願は採択が適当であると考えます。

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

### ※所管事項

質疑

望月（勝）委員 (県立学校のブロック塀等の安全確保について)  
去る6月18日に発生しました大阪北部地震の状況について、現在の山梨県立学校のブロック塀等の安全確保についての調査、また依頼をされていると思います。この地震により亡くなられ

た方々に対し心から哀悼の意を表しますとともに、御遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。また、被災された方々に対しましては、衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、この地震による被害の中でも衝撃を受けたことは、小学校4年生の女子児童が亡くなられたということが非常に残念であり、また悲惨な事故でもありました。

こうした中で、この4年生の生徒も、自分の役割を果たすためにほかの生徒さんよりも早く学校へ行った中でこういう被害に遭ったということでございましたけれども、これに対しまして、本日の新聞にもありましたが、文部科学省から、全国の高校、小中学校のそうしたブロック塀等の危険性があるものの調査というものが出ておりました。こうしたものに対しまして注意喚起など、この安全確保に対して、現在、どのような対応をとっているのか、お伺いをさせていただきます。

まず、今回の大阪の地震を踏まえ、県教育委員会では、県内の学校のブロック塀等についての確認等、どのような対応をとったのか、伺います。またその結果はどうなっているのかも伺いたいと思います。

塩野次長・総務課長事務取扱 今回の大阪の地震を踏まえまして、県教育委員会といたしまして、まず県立学校に対してでございますけれども、地震がありました当日、6月18日にブロック塀の現況調査を実施するようということで、各学校に指示をいたしました。まずブロック塀の有無、それからブロック塀がある場合にはその大きさですとか位置、それから現況につきまして、翌日までに報告をするように求めたところでございます。

その結果、県立学校39校ございますけれども、そのうち16校にブロック塀が存在をしまして、現地の確認などを行いました結果、9校に建築基準法の施行令ですけれども、その構造の基準に適合をしていないブロック塀があることが確認をされました。

また、公立の小中学校に対しましては、各市町村教育委員会宛に、ブロック塀につきまして、傾きがあるかとか、ひび割れがあるかとか、ぐらつきがないかというような、そういう危険な状況がないかということを確認して、報告をするように求めたところでございます。

昨日までの時点でございますけれども、そういった危険な状況が確認をされました学校は6市町村で、12校のブロック塀について、そのような状況があるということで報告を受けたところでございます。

望月（勝）委員 今回の答弁で、9校の高校に対してはこの基準をオーバーしているような不適切なところもあったということで、これは早急に対応を願います。また、市町村の小中学校においては、6市町村の小中学校でこの問題のあるブロック塀が指摘されたということでございました。こういうものに対して、県立高校9校については、現在、どのような対応をとっているのか、またその安全面、安心面を伺いたいと思います。

後藤学校施設課長 ただいまの9校のうち、地震時に倒壊の可能性のある2校、市川高校、農林高校につきましては、早急な対応をしていく所存でございます。その他残りの7校につきましては、優先順位の高いものから計画的に実施していきたいと検討しております。なお、現在、市川、農林の両2校につきましては、8月中旬までを目途に改修等をしていく予定でございます。

望月（勝）委員 今回の答弁で、農林高校、市川高校、早急に対応しなければならないということでお話があったのですが、残りの7校においては順次ということでございますが、この間の高校に対する安全対策を、県ではどのように指導しているのか、その辺をお伺いします。

後藤学校施設課長 当課では、文部科学省の通知を受けまして、揺れを感じたら離れてくださいというような表示を行いまして、保護者等に注意喚起をさせていただきました。また、学校を通じまして、生徒、保護者、それから周辺住民の方々に対して注意喚起を行ったところでございます。

望月（勝）委員 今、高校の関係はそういうことで県の対応を了解したわけでございますが、小中学校の場合、出先機関の教育事務所、または市町村の教育委員会、そういうところへの県の対応をどのように

とっているのか、特に小中学校の安全面に対するその状況を伺いたいと思います。

嶋崎義務教育課長 公立小中学校の設置管理は市町村にありますけれども、県では児童生徒の安全確保の面から、指導主事を現地に派遣して、実際に目視で確認をしております。また、教育事務所から市町村教育委員会に、安全の確認ができた場合は、写真等を添付して報告するように、今、依頼しているところでございます。

望月（勝）委員 市町村の管理下に小中学校があると思うのですけれども、やはり県としても、今言ったような早急な指導をし、また指示を出しながら、二度と子供たちのこうした災害が起こらないような安全安心面の心遣いをお願いしたいと思います。

(学力向上の取り組みについて)

それから、学力の向上について伺います。2017年度の全国統一学力テストの結果がもう発表されて、2018年度は4月に行った結果はまだ、おそらく夏か以後にならないと、例年では出ないのではないかと思いますのですけれども、その中で、学習状況等の結果を踏まえて、山梨県としての学力向上、特に小学校高学年6年生、それから中学生3年生において、数学とか外国語の向上がちょっと全国的にも下がっているという状況もあるようでございますが、その辺について、本年度等の取り組みも入れながら、昨年度の状況を踏まえて、教育委員会の対応をお伺いします。

嶋崎義務教育課長 これまで行ってきました調査の結果をしてみると、中学校よりも主に小学校のほうに課題が見られることがわかっております。このため、特に今年度は、小学校高学年を対象に、学びのサイクル改善事業を実施しております。これは、県で作成する単元末テストに取り組み、短いサイクルで授業改善が行えるよう支援するものでございます。現在、16校の協力校のもとに、基本データの収集や入力方法、あるいはグラフデータの作成の表示などを確認しながら、夏休み明けからの全県での円滑な実施を図っているところでございます。

望月（勝）委員 今、特に全国的に見ても、学習塾とかそういうものに子供さんが通う状況が、非常にふえてきているわけですが、こうした中で、山梨県でもそうした学習塾へ通う子供、また通えない子供、そうした子供たちの学力の格差、そういうものが出ることを一番懸念するわけですが、その辺に対して、山梨県としてはどのような対応をしていくのか、お伺いします。

嶋崎義務教育課長 県では、昨年まで学力向上フォローアップ事業ということで、各市町村を主体としまして、放課後や土曜日等を使った補習的な学習に努めてまいりました。今年度は、全ての市町村において主体的な取り組みが確認されておりますので、こうしたものを活用し、学習塾がない環境、あるいは経済的な理由等で行けない子供たちの学習支援をしていきたいと考えております。

望月（勝）委員 特に子供たちの学力のこうした平等化、また子供たちがやはり安心して学校へ通えるということの中で、こうした待遇面も考えてもらいたいと思います。

それで、この全国学力テスト等の状況を見ながら、本県では、山梨大学と連携して、今後の分析を行いながら今後の対応に生かしていきたいというようなお話も聞いているわけですが、その辺の結果と、また期待できる状況をお聞きしたいと思います。

嶋崎義務教育課長 専門性のある大学と連携して結果を分析することによりまして、学力と生活習慣の関連、あるいは学力と学習意欲との関連等、より詳細に把握できるのではないかと考えております。その後の授業改善に役立つ資料を作成したり、あるいは総合教育センターの教員研修に反映できればということをご期待しております。

また、保護者をはじめ家庭や地域との連携にもつながるような分析ができれば、県が一丸となって学力向上に取り組むような方向性や可能性が示されるのではないかと期待しているところでございます。

望月（勝）委員 今回の答弁で、各大学、特に山梨県では山梨大学との連携によりまして、こうした学力の向上に向けての対応、また機会をふやしていきたいという話でございましたので、ぜひ山梨県の子供たちの学力向上につながるような、山梨大学を生かした、また各大学を生かした、そうした教育実習の中で向上を図っていただきたいと思います。

(富士北麓公園屋内練習走路について)

早川委員 2点あります。まず、知事の今回の議会の所信でも触れられているのですが、県民の税金を数億円使ってつくられた県営の富士北麓公園の練習走路、これは県産木材を使ってCLTでつくったということで、日本一ということ。これをスポーツだけじゃなくて、観光とか教育とか、林業に生かしていくということは言うまでもないと思います。我々もこれをつくって、シーズン前にオープンしないと意味がないと思いますし、もうそろそろオープンすべきだと思います。またこのPRをするためにも、これはどうしても陸上の走路というイメージがあるのですが、例えば野球とかラグビーとか、そういったものにも使えないと意味がないと思うのですが、また使えると思いますし、使っていくべきだと思うのですが、改めて特徴とか、どういう競技に使えるのかとか、PRのためにも教えてください。

前島スポーツ健康課長 屋内練習走路につきましては、非常に特徴的なものがございまして、長さは153メートル、幅9.1メートルの建物の中に、陸上競技場と同じ素材で舗装をいたしました130メートルの直線走路5レーンがあり、走り幅跳びや走り高跳びのフィールドも合わせて整備しております。こうした特徴を備えているわけですが、そのほか、ラグビーなど、他の競技の補助的な練習、これは悪天候時等でございますけれども、こういったこともできる施設となっております。

早川委員 舗装に影響なければ、野球のキャッチボールとか、そういったこともできると思いますが、そういったことも考えていただきたいと思います。  
さっき質問したのですが、いつぐらいにオープンするかが重要だと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

前島スポーツ健康課長 屋内練習走路につきましては、7月中に工事が完了しますので、8月3日供用開始を予定しております。

早川委員 そこで、8月3日に供用開始をするときに、そういう影響力がある、非常に注目されている施設なので、例えば、サッカーの代表とか、この間、試合があった陸上の代表とか、有名な一流アスリート呼んで、県民が注目したり、全国で注目するようなことをして、そういう竣工式とかするべきだと思うのですが、その辺について、そんな案があるというように前に聞いたことがあるのですが、またそれはしないといけないと思うのですが、いかがでしょうか。

前島スポーツ健康課長 屋内練習走路につきましては、供用開始の8月3日に合わせまして、オープニングセレモニーを開催することといたしております。この中で、本年3月から4月にかけて募集いたしました屋内練習走路の愛称の発表、そして、先日、行われました陸上の日本選手権の男子100メートルで優勝いたしました山縣選手、ケンブリッジ選手、桐生選手、こうした日本代表の選手に走り初めをしていただく予定でございます。こうしたイベントを通じまして、多くの方々に屋内練習走路に愛着を持っていただき、また県内外に積極的にPRを行ってまいりたいと思っております。

早川委員 そういうイベントをしていただく、知っていただくことが大切ですが、大切なのは、一流のアスリートだけではなくて、長期の滞在である程度の団体の人たちに来ていただくことが観光に寄与したりすることだと思います。そういった意味で、スポーツ合宿をふやしていくのに、



観光部と連携したり、教育委員会として連携していかないとならないと思いますが、その点についてはどうお考えですか。

前島スポーツ健康課長 供用開始をされます8月3日と同時に、陸上短距離日本代表選手の合宿が10日まで行われる予定でございます。そのほか、東京オリンピック・パラリンピックに向けまして合宿を誘致するほか、トップアスリートによる合宿なども積極的に受け入れる予定でございます。

そのほか、これは県民が使用するという施設でございますので、できるだけ県民にも参加いただけるようなイベントなどを開催して、多くの県民の方々に使っていただけるように取り組んでまいりたいと思っております。

桜本委員長 観光との絡みはどのようになっているのでしょうか。

前島スポーツ健康課長 観光につきましては、例えば日本代表の陸上合宿、ラグビーの日本代表の合宿、こうしたことをいたしますと、県外から見学者などが参ります。そうしますと、その見学者が富士北麓の周りの観光にも行っていただけるということで、地域振興にも役立つと考えております。

早川委員 私は、県民と一流アスリートもですけれども、その中間層の、例えば高校、大学とか社会人の陸上部とか野球部とかの合宿の誘致についても、県がやることではないかもしれないですけれども、体協と連携してやっていければいいのではないかなと思っております。

最後に、先ほど課長にも触れていただいたのですけれども、スポーツ以外の使い道もあるのでないかなと思っていて、もちろん県産材を使ったCLTのウッドスタートみたいな木育にも使うべきだし、先ほどミレーの絵があったのですけれども、フランスとか、ミレーということで、小学校の遠足とか、小学校の美術の展覧会とか、そういうニーズも実際あるので、ぜひそういったところも、スポーツだけではなくていろいろな使い道をやっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

前島スポーツ健康課長 昨年度から、森林環境部におきまして、屋内練習走路の建物を使ったCLT工法技術研修会が開催されております。これには県内外から関係者が来ておりますが、CLT工法のPRを図ることで、将来的に県産材の利用増を目指す取り組みを、現在、行っております。そのほか、御意見をいただきました他の活用方法につきましては、施設を管理いたします県土整備部をはじめ、関係部局とも情報共有を図ってまいりたいと思っております。

早川委員 ぜひさまざまな活用をより広くやっていただきたいです。

(注意欠陥多動性障害等の可能性のある子供への対応について)

もう1問だけ。今度、視点を変えまして、学校で最近いろいろ話題になっている、ADHDという注意欠陥多動性障害について。私たちの時代はなかなか感じなかったのですが、それがふえていて、そのADHDに当てはまらない、例えば、音にやたら敏感だったり、ほかは普通なのに集団行動だけできないというような、そういういわゆる、言葉が正しいかどうかわからないのですけれども、グレーゾーンの子たちに対して、県として包括的に対処していくべきだと思っているのですけれども、現状、どういうふうに対処していますか。

染谷高校改革・特別支援教育課長 通常の学級に、今、在籍しております発達障害等の可能性のある児童生徒については、学習面とか行動面のつまずきにいち早く気づきまして、適切な指導や必要な支援につなげていくことが重要であると考えます。そういうことから、教員全てが発達障害等に関する一定の知識、それから技能を有しているということが大切になってくると思っております。

このため、教育委員会では、初任者とか5年目の教員を対象に、発達障害等の特性や支援方法に関する研修会を行っております。また、各学校におきましては、校内に校内委員会というのが設置されておまして、そのところで児童生徒の障害に応じた具体的な、例えばわかりやすい授業などの方法について検討しているということをしています。

早川委員

そういう研修会をやったり、学校では会議をやったりということですが、文科省の資料とかで見ると、学校に6.5%、1クラスですか、全校ですか、いずれにしても6.5%って非常に多いそういうグレーゾーンの子がいるということで、本当にこういったことは大切だと思います。

もっと細かいことを言うと、LDというのですか、普通に勉強ができるけれども漢字だけ全く書けないとか、普通に勉強ができるけれども足し算になると全くできないという著しい学習障害の子がいる。それもすごい問題になっていて、それに対して、学校間でもいろいろな取り扱いの格差があったり、地域間でもいろいろな格差があったりということ現場から聞いているのですけれども、それに対しては県ではどういう対応をしているのでしょうか。

染谷高校改革・特別支援教育課長 現在、本県では、小学校に18校、それから中学校に3校の通級指導教室というのを設置しております、60人ほどの教員が指導を行っているところでございます。通級指導教室におきましては、生徒の個別の指導計画などを作成して、設置してある学校の生徒は、自校通級といえますけれども、その学校の通級指導教室に通います。設置されていなければ、他校通級というのがございまして、他校の通級指導教室に通って、子供の障害に応じた教育というのをそこでやることとなっております。

早川委員

義務教育では小学校18校、中学校では3校、そういう対応をしているのですけれども、もうちょっと先に進んで、たしかそういうことをやっていて、高校に行くと、通級といって、同じ学校内でもそういうところに行くという高校が中央高校に1校しかない。私はそれでは足りないのではないかと思います、もちろん予算のかかることなので大変だと思うのですけれども、今後、ぜひ高校教育課とか高校改革・特別支援教育課とか、あとは地域のところと連携して、高校についてもそういうふうに対応していかないと、片や私立の学校が、私たちのところはそういったところを面倒見ている、そういうふうな疑問もあるので、その辺について、ぜひ、これは難しい問題なので、今後の課題として取り組んでいっていただきたいと思います。

染谷高校改革・特別支援教育課長 文部科学省におきましては、平成30年度から高等学校における通級指導の制度化に向けて、昨年12月に政令の改正が行われたところでございます。それによりまして、本年度は、中央高校におきまして、2年計画になりますけれども、高等学校における通級による指導実践研究校というものを受けまして、現在、実践研究に取り組んでいるところでございます。

(学校給食への異物混入について)

清水副委員長

2点あります。まず1点目ですけれども、最近、頻発している学校給食の異物混入についてお尋ねします。たしか2月10日あたりに端を発して、身延町とか富士川町で、最近、多発しております、何で同じ問題が繰り返されるのかということが、ものすごい気になっているのですけれども、今までの異物混入に対して、どういう内容がどのくらい発生していたかということをお教えいただきたい。

前島スポーツ健康課長

給食への異物混入につきましては、今年に入りまして2月2日に増穂小学校、2月28日に桃花台、平成30年度に入りまして、4月26日の増穂中学から5件、合計7件の給食の異物混入が発生をしております。

清水副委員長

普通の会社では、何か不良が発生すると全部回収してリコールしたりして、もしかしたらその会社が倒産するという、そういう案件にまさに匹敵するような、重大なことだと思います。そういう問題が立て続けに何回も出ているというのは、歯どめが全然かかっていないのではないかなと思うのですけれども、再発防止に対する考え方をどういふふうにお持ちでしょうか。

前島スポーツ健康課長

給食につきましては、異物混入のほか食中毒という問題もございます。そうしたことから、スポーツ健康課では、栄養教諭の資質向上ということで、初任者につきましては年30回、

10年経験者については年間14日、全ての栄養職員、栄養教諭に対して研修として年2回を行っております。そのほか、研修はまだございますけれども、そういったことで未然に防止するというのを、今、行っているところでございます。

桜本委員長 今の質問は施設管理のことを聞いています。虫が入っているとか。

前島スポーツ健康課長 今年に入りまして、異物混入というものにつきましては、例えば2月2日の増穂町につきましてはねじ、そのほか桃花台についてはビニール、増穂中についてはプラスチック片といった異物が混入をしております。

清水副委員長 こうしたヒューマンエラーというのは、人に対して指導するとか、ちゃんともう一度、言い直すとか、そういうのだと本当に三日坊主で、また再発するものです。ヒューマンエラーは人間が持っている特性です。それを歯どめをかけるためにどうやってハード的に、あるいはIT化したり、機械的に阻止していくか、そういう再発防止というのがすごく重要だと思います。そういう視点がすごく欠けているなど私は思っているのですが、それについてどういう見解をお持ちですか。

前島スポーツ健康課長 給食につきましては、学校でつくられる場合、あとは給食センターでつくられる場合ということがございます。全て大きさとか器具といったものがまちまちでございますので、なかなか統一的なマニュアルというものは難しいと考えております。

しかしながら、こうしたようにここ最近、何件も給食への異物混入が報道等されておりますので、そうした面で、スポーツ健康課では、例えば富士川町で2回目の異物混入があった場合につきましては、学校給食を担当するスポーツ健康課の指導主事が直ちに現地調査を行って、衛生管理の改善を図ったところでございます。さらに、富士川町では3回目の異物混入が発生をいたしました。これにつきましては、昨日、小中学校の管理職、あとは栄養教諭等を対象といたしまして、緊急的に学校給食への異物混入再発防止研修会というものを開催いたしました。通常の研修は座学ということで一方通行なわけでございますけれども、そうではなく、出席者がグループごとに分かれまして研修をして、再発防止徹底を図ったところでございます。

清水副委員長 いろいろな原因があるというお話だったのでございますけれども、例えば手袋の破片が入ってしまったとか、キャベツの切れ端が入ってしまったとか。それはそうなのでございますけれども、要は異物という、そういうふぐあいが発生したら、その異物の発生源がどのくらいあるかというのを一斉に洗い直して、それに対して発生防止は何かというのをやるのが、それが歯どめだと思います。キャベツのことだけを再発防止しましたというのではだめだと思います。そういった大局的な再発防止というのが、県が指導して徹底的にやるべきだと思うのですが、その辺はどういうふうになっているのでしょうか。

前島スポーツ健康課長 それぞれ栄養教諭等に全体研修とか、あとは初任者研修等、そういったものにつきまして、一般的なねじとかビニール袋とか、そういったものが混入しない方法については、周知をしているところでございます。

今回、それぞれ異物混入が発生した学校につきましては、異物混入が発生した原因、例えば一番最近でございますと、身延小にたわしのステンレス片が含まれていたということでございますので、こうした場合、器具をどういうふう管理をして、どういうふうにするか、そして古かったら変えるか、いつ変えるのか、こういったことを個別に指導をして、極力、できる限り異物混入がないように指導を徹底しているところでございます。

清水副委員長 今、たわしのお話が出たのですが、再発防止という観点からいくと、たわしの1つのひげが入ってしまったとすれば、たわしからそのひげがとれないようなたわしにするとか、そういうことが再発防止だと思います。そういった恒久的な対策というのをきちっとやっていくことによって、全体のレベルが上がっていくのだと思います。だから、違うたわしを使いますでは再発

防止にならない。この発想の転換をやっていかないと、本当の再発防止にならないと思います。その辺について、今後、徹底的にやっていただきたいと思います。

(県立美術館の来場者増について)

全然違うことをちょっと質問させていただきます。先ほどミレーの美術館の件で、私も美術館には年がら年中行っています。いつも気づくことが、あそこには外国人、海外の人がいない。何回行っていてもほとんど見かけない。世界のミレーと言いながら、何でいないのかすごい気になっていて、皆さんもこのところで県内外にアピールするとちゃんとうたっているのだけれども、これが今、おろそかというか、力が入っていないのではないかなと思います。

ですから、皆さんと観光部のほう、ああいうものとタイアップしていただいてもらいたい。何であそこに海外の人がいないのか、いつ行ってもいないのです。団体がいてほしいのだけれども、団体なんて1回も見たことがないですね。だけど、富士五湖のほうではたくさん来ている。何でこの人がこっちに回らないのかという、そういうところがものすごくもったいないなど、私は思っています、その辺のところをどういうふうと考えていくのかというところをお聞きしたい。

百瀬学術文化財課長 外国からの誘客につきましては、現在、観光部等とも連携しながら、富士の国やまなし観光ネットの多言語ページでありますとか、外国人観光向けの多言語観光アプリの FUJISAN ACTIVITIES で、県立美術館の情報を広く発信しております。また、県立美術館では、平成27年にホームページとかパンフレット等の多言語化というも行っております。また、展示の音声ガイドシステムの構築等もしてございます。こういったことによりまして、外国人観光客がスムーズに入館して鑑賞できる仕組みを構築しているところでございます。また、美術館の指定管理者でございます、SPS・桔梗屋グループでございますけれども、インバウンド対応の研修なども定期的に行っております。

こういったことにより、外国人の来館者の皆様が気持ちよく入館していただけるような環境も整えております。今後またこうした取り組みを積極的に行うなどして、多くの海外からのお客様をお迎えしたいと考えております。

清水副委員長 世界の富士山には行くけれども、世界のミレーにはどうして来ないかという、そういう視点です。ですから、今、多言語化対応とか、そういう受け入れ体制はあるのだけれども、そこに足が来ないのです。海外の人の足が向かない。その仕掛けが全く全然ないし、私も日ごろ出入りしていて、なるほどと思うことは何も感じない。だから、そのところをどういうふうにお考えになっているのかというのをお聞きしたい。

百瀬学術文化財課長 これも、観光部といずれ連携いたしまして、ツアー造成でありますとかウェブ広告等の広報活動をさせていただきたいと思っております。

また、今年度、4月に「種をまく 世界がひらく」を新たなキャッチコピーとしてつくっております、このPR動画を制作するなど、これまで以上に情報をアップしているところでございますが、今後ともそういった、ミレーの美術館としてふさわしく、多くの方々に来てもらえるような仕掛けを考えてまいりたいと考えております。

桜本委員長 外国人の来館者とか、そういった数値は持ち合わせていないの。

百瀬学術文化財課長 申しわけございませんが、そういったデータは今のところございません。

桜本委員長 今後、そういったデータをとるような考え方はないの。

百瀬学術文化財課長 今のところ、アンケート等で把握するような状況でございますが、そういったことも、今後、検討させていただきたいと思っております。

桜本委員長 やはりそう訴えているだけのことがあるのかどうか、施策が数値として結びついているのかど

うかということも、反映できているか、できていないかということもあるから、その辺はよく検討してみてください。

(ミレー絵画のフランス人来県者へのPRについて)

早川委員

この間、私、フランスの商工会議所とフランスの大使館に行ってきました。フランスでは、ミレーの個展が70箇所もあります。それをフランス人も知らなくて、御案内のように今年は日仏友好160周年で、来年、いろいろなフランスの方が来るということで、ぜひ、これは提言です。山梨県自体も在日のフランス商工会議所と包括連携をして、日本にいる在日フランス企業がいろいろなファムトリップでこっちに来るので、それに具体的に仕掛けると、フランス人も見たこともないような絵がここにあるので、ぜひそういう具体的なことを、県が具体的に包括連携しているの、ぜひやっていただきたいと思います。

百瀬学術文化財課長 今、委員にアドバイスをいただきましたので、そういった動きも踏まえながら、今後、フランスとの友好関係もある中で、こういった広報活動に努めてまいりたいと思っております。

(建築物の法定点検について)

猪股委員

先ほども望月委員の質問に入っていたのですけれども、私が解釈する上で聞いておきたいことがありますのでお願いします。大阪での震災のときに、ブロック塀が倒壊したということで、調査によると県内でも県立高校の塀とか、いろいろなもので基準法に合っていないというのが報道関係で私らも知りましたが、この公立高校に対して、こういう建築基準法にはまらないような物件があるということすらおかしいと思います。そういう解釈でいくと、検査されていないのかなという心配もあります。高校ばかりではないけれども、特に言えるのは今回の場合は県で管轄する高校の建物等、塀とか、そういうものに対してはどういう解釈で、今、捉えているのか、その辺はいかがでしょうか。

後藤学校施設課長 建築基準法は、年々、厳しく改正がされてきておりまして、過去、市川高校ですとか農林高校など、建設年次が古いもの、例えば昭和34年当時ということだと思いますが、そのぐらいのときの基準法では、高さとかが3メートルとか、そういう基準であったと思います。その後、震災とかがあつて基準が下がって、今、2.2メートルということで、建築基準法で言うと既存不適格という、その当時は適切であつたけれども今は適合していないというものが存在しています。それがデータとか図面とかがございませんので、それが確かかという、そこはちょっと不明確なものではございますけれども、そういうものも存在するのではないかと考えております。

猪股委員

調査は業者に委託してやっているそうですね。言いたいのは、今、県の職員で、この専門職というか、こういう建築に関する専門知識を持った職員はいるのかどうなのか、その辺はいかがですか。

後藤学校施設課長 学校施設課で建築職3名おりまして、1級建築士の資格を持っております。したがって、今回、法定検査ということで実施しておりますけれども、今後は、その法定検査に加えて、既存不適格と言われているような施設も全て、例えば学校内にある石碑なんかも見たいと考えております。それによって生徒、学生等の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

猪股委員

これは、ブロック塀を例にとると、鉄筋、配筋がオーケーかどうかの判断は専門職ですね。でも、建築基準法が改正されて、支えがないかどうかの判断ぐらいは一目でわかりますね。今回の事故は、一見見ればわかるものがこういう形で事故につながってしまったということです。

だから、あえて言うのは、今後の調査に関しては、専門職ではなくても一目でわかるものほとんど調査だけして、改善をしていかなければならない、手を打たなければならぬ、そこはわかってくれると思うのだけれども、今後、職員にそれをやれと言っているのではなくて、もうちょっとやり方を考えてもらいたい。調査の効率を上げることが第一だと思います。あとは、専門職に任せるものは任せる、対応としてブロック塀でないものはフェンスに変えていくとか、そ

ういうことを変えていくべきだと私は思います。

それから、例えを言わせてもらっているのだけれども、市町村に関しては、今度、学校、中学校、小学校、保育園とか、そこに関する県からの指導というものに対してはどのようなやり方でやっていくのか、その辺はいかがですか。

嶋崎義務教育課長 県の教育委員会と市町村の教育委員会が、いろいろな議題を話し合う教育長会議というのが年に何回かあります。この折に、今回の事件のこと、そして点検のこと等を改めてお願いしまして、周知徹底を図っていきたいと考えております。また、先ほどもありましたように、管理するのは市町村ですけれども、県の担当者を派遣しまして、実際に改修が進んだのか、あるいはまだ安全でないかということはきちんと確認していきたいと考えております。

猪股委員 先ほども、技術上の問題がありますけれども、あえて言わせてもらおうと、県からもそういう指導をしていくべきではないか思います。今言った調査の効率を上げていくことも1つ、そして、職員の中にも、簡単なことぐらいは判断ができる職員をやはり少しは抱えるべきと思うのが私の感想です。その辺に気を配っていただければいいと思います。

(通学路の安全点検について)

小越委員 何年か前に通学路の安全点検というのは警察や土木部を含めてやったと思います。PTAの方々や先生方から、ここの通学路が、横断歩道ですとか、見通しが悪いとか、そういうのがあったと思うのですが、学校の敷地の中のブロック塀や石、石碑だけではなく、歩いていくお子さん、徒歩で行く学校の子が当然多い中では、通学路の安全点検、総点検という立場でもう1回、学校に通ってくるブロック塀なり、ほかに見通しが悪いとか、そういう通学路の総点検というのを、この際、やってみたらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

前島スポーツ健康課長 通学路につきましては、6月19日の文部科学省からの通知に基づきまして、県から市町村教育委員会等に対して、通学路の確認と地震発生時の避難行動の指導を依頼したところがございます。その結果、6月25日までに、全ての公立の小中学校において、災害安全の視点で通学路を確認するとともに、学級活動等の時間を利用し、地震が起きた際に児童生徒がみずからの判断で身を守ったり、迅速に避難できるよう、指導が行われたところがございます。

そのほか、防犯という視点で通学路を点検することも重要と考えております。新潟の小学校4年生の殺害事件を受けまして、緊急に、スポーツ健康課ではスクールガードに対しまして、それとあと市町村の職員を招集しまして研修会を行っております。そのほか、山梨県独自に防犯のガイドブックを作成いたしまして、各市町村に配布をして、児童生徒の安全に努めているところでございます。

小越委員 以前のように、学校の先生だけではなくて、例えば保護者とかPTAとか、そういう方々から、ここは危ないのではないかと、地域に住んでいらっしゃる方々から安全の総点検をして、そして県土整備部なり警察なり、それから地域なりに予算をつけて執行する、何年度までに実施する、たしかあのときにはここまで実施するという期限まで切ったのですけれども、そういうようなことを私はしたらどうかと提案しているのですけれども、いかがでしょうか。

前島スポーツ健康課長 通学路の安全につきましては、学期に一度、確認をしております。そのほか、全ての小中学校ではございませんけれども、保護者または児童とともに通学路と一緒に確認をして、安全に取り組んでいるという事例もございます。

小越委員 個人のお宅もあるのですぐ直せということにはできないかもしれませんが、それを皆に周知してもらって、予算をつけてもらうことから、全ての学校で総点検をもう1回やったほうがいいと私は提案しているだけです。もうこれ以上言っても同じ答弁ですから、ぜひ考えていただきたいと思います。

(教員の多忙化改善について)

次に教員の多忙化についてお伺いします。本会議でも何人もの議員の方からお話がありました。教員の多忙化で、先日も教員の4割が過労死ラインだと県教委の調査が発表されました。それで、どのように改善されていくかをお聞きしたいのですけれども、各小中学校で、高校もですけれども、多忙化改善計画というのをを出してつくっております。ホームページにアップされている学校もあります。平成29年度も多忙化改善計画をやっているはずですが、平成29年度が多忙化改善計画を各学校が出してきた中で、県教委としてどのような改善策をして、どのような効果や実績があったのか、どのような改善をしたのか、お伺いします。

佐野学力向上対策監 平成29年度の各学校の多忙化の改善計画の取り組み状況の成果でございますけれども、例えば各学校のほうで会議の効率化等に関して計画を出しているところでございます。例えば県立の全日制、定時制、特別支援学校ですと本校と分校があるところもございまして、そういったものは全て47校でそれぞれ計画をつくっております。その中で、例えば会議の効率化につきましては、43校で、自分の学校で行っている会議の見直しを進め、14校で廃止統合をトータルで102件行いました。それから、委員会等の開催回数を減らした、こういったところが25校で取り組みを行い、112件の県下の各学校の会議の回数削減を図っております。

それから、開催時間の短縮なども行っておりまして、32校、597の会議。それから、運営方法を見直して会議を円滑に進めるような形をとったところが36校、合わせて会議の総数は484件というような形で、例えば会議の例ですと、各学校が計画を進めて、それについて1年間かけて取り組みを進めまして、年度末に評価を行って報告を上げてきたところで、今、その報告の一部を申し上げたところで、そういったところが成果としては出てきているところでございます。

ただ、やはり課題もいろいろございます。業務の効率化等に関しましては、例えば校内組織の見直しを、もう既にある程度1回行って、昨年はちょっとまだ様子を見ていて特に着手しなかったところもありますし、それについては検討を進めて、今年また組織の見直しに着手したいというような形で、各学校によってそれぞれ進め方には温度差等もありますが、改善計画を立てながら、着実にPDCAサイクルを回しながら進めているところでして、昨年度のその成果と反省に立って、今年平成30年度の計画が、つい先日、各学校からも上がってきたところでございます。そうした進捗状況を見ながら、また適切な指導、助言を行ってまいりたいと考えております。

小越委員

今の説明で、各学校側はかなり努力されております。それは、校内で努力して、会議を減らすとか、ペーパーレス化にするとか、会議の時間を短くするとか、学校の中で何とかやりくりしてできるところがあるかと思うのですけれども、そうではなく、県の教育委員会として出しているアンケートですとか、研修ですとか、それからいろいろな呼び出しの会議ですとか、そういうものは、県の教育委員会として縮小したり短縮したりとか、そういう業務の改善は県教委としてはないのでしょいか。

佐野学力向上対策監 県が全県的に進めております多忙化の改善に向けた取り組み方針でございますが、県の教育委員会としましては、多忙化対策検討委員会の下部組織に業務改善ワーキングというものをつけております。各課の代表、それから場合によってはPTAの代表をオブザーバーと呼んだりしているところでございますけれども、そういったワーキングで、各課が4月から3月まで、どういった先生方を集める会議、または研修を行っているか、そういったものを全て一覧表で出しまして、さらにその参加者数、それから会議や研修の大体の行った時間、そういったものを全て、トータルでデータベースのような形でまとめまして、それをもとにそのワーキングではどのような会議や研修を削ることができるかということ、毎年、考えているところでございます。

ちなみに目標としましては、多忙化の改善の取り組み方針は4年計画で行っておりますので、毎年、県教委が主催します会議や研修を5%削減することを目標に進めています。その結果、昨年度の成果でございますが、県の教育委員会が主催している会議の件数、平成28年度が459件の会議があったわけですが、教育委員会全体で26件の会議等を廃止、縮減を行いまして、パーセントにしてはちょうどきっちり5%削減というような形でございます。それから、延べ出

席者数、459の会議に対して出席者が延べでカウントしていきますと3万1,496人……。

桜本委員長 佐野学力向上対策監に申し上げます。もしそういった細かい報告書、データがあるようでしたら、ぜひ資料を公開していただきたいと思います。また、委員に配付等してもらいたいと思います。

佐野学力向上対策監 また、資料のほうはお届けしたいと思います。そういった形で、5%、それから人数や時間に関しても8%、10%削減をしておりますので、肅々とそれについては進めてまいりたいと思っております。

小越委員 かなり細かい数字がありましたので、ぜひ委員全員にお配りいただきたいと思っています。4年間で毎年5%ということは、20%削減できるのかなと思うのですが、特に小中学校、高校の先生方の一番の負担は部活だと思います。私も何校かの学校にお伺いしましてお話し聞きましたら、部活の指導が大変だというふうにお話がありました。そこで、たしか去年からでしたか、部活動の指導に外部指導員を入れるという予算がついてやっていると思うのですが、それは今年度に何人配置されて、全体の部活の何%になるのですか。

前島スポーツ健康課長 部活動指導につきましては、本年度は現在のところ29名を予定しております。委員から御質問いただきました顧問の何%かということ、今、データを持ち合わせてございませんので、後ほど資料を提供させていただきたいと思っております。

小越委員 部活の負担が、先生方にとって非常に大変になっている。とりわけ中学校の場合は、学校が休みのときに3時間ぐらい部活の指導に行っている。今、29人と言いましたけれども、山梨県全体の中学校、高校の部活の数は、この100倍、1,000とか、かなりあると思います。先生方は複数の部活を受け持っていらっしゃる方もいる。そうしますと、29人ばかりではとても足りないわけです。

部活を週には休みなさいと県教委で通知を出していますね。休日の土曜日、日曜日、どちらか休みにしなさい、平日は1日休みなさいとなっているのですが、例えば学校側に聞くと、部活動の加入率が高くて、大会でもすごくいい成績をおさめているから、もっとやりたいという、そういう子供たちもいる。だけど、これ以上、先生方の負担もあるのであれば、例えば、この多忙化改善計画にありましたけれども、出場する大会を精選する、これはやめる、これだけ行くと。あるいは、検定や模試の負担が大変だとすれば、検定をやめるとか、模擬試験をやめるとか、そういう大胆なこともしないと、教員多忙化を解消できないと思うのですが、そのことについてはいかがですか。

前島スポーツ健康課長 部活動につきましては、本年3月、部活動のガイドラインというものを策定いたしましたところがございます。その中で、平日1日、土日1日を休日にするということを書かれております。これにつきましては、今年から周知を徹底してまいりますので、必ず平日1日、土日1日は休むように指導してまいりますけれども、ただ、部活動をしたいという子供の気持ちもございますので、山梨県独自に、大きな中学総体等、大会があった場合につきましては、その4週間前には土日でも練習できるというふうにして、その土日に練習した分はシーズンオフにとるというふうなことで、メリハリのある部活動を、今、目指しているところがございます。

小越委員 部活動指導が大変だということで、部活の数を減らすのはこれからの課題だと思っています。同時に、先生方の本来の教員の指導、授業の中でも多忙化が進んでいると思います。一番大きいのは、今回、5年生、6年生で導入されました単元テストです。私は、先行導入されている学校にお話を聞きに行っていました。DVDを県教委からいただくと。小数の割り算のDVDが来る、それを見て授業をする、そして単元テストをする。子供たちは5分か10分の単元テストですのであまり負担がないのですが、記述式の単元テストを担当の先生が採点する、10点満点中5点とか3点とかつける、そしてこの子はどこでつまづいたかABCと評価をつける、



それをして全て入力して、全て1クラス35人、30人の子供たちの分を全部入力すると。それを国語も算数もやる。すごい手間です。

これを全部の学校で9月からやる。来年は4年生もやる。すごい負担だと学校の先生からも聞きました。ここまでしてどうしてやる必要があるのでしょうか。それも、全ての子供たちのデータを県教委に集めてどうするのですか。全ての子供たち、授業の改善であれば、その抽出した子供たちのところの授業でいいわけで、全ての4年生から6年生の国語と算数の小数の割り算とか、どこつまずいたか、全部のデータを持って、どういうふうに、何のために使うのですか。

嶋崎義務教育課長 御指摘いただきましたように、教員の多忙化につきましては大変重要な課題になっておりますけれども、同時に全ての子供たちに確かな学力をつけていくことも、学校教育の使命と考えております。特に、学級担任制をとります小学校におきましては、同じ学年を連続して持つことがありませんので、短いスパンで振り返りを行うことが大事ということで、今回の事業を立ち上げております。

今、お願いしておりますのは、16校の協力校におきまして、どういう指導や、あるいは授業改善の助言をしたらいいかということのデータの集積ですので、多分、そのことが大きな負担になっているということで、先日も指導主事に注意を促したところです。基礎データがそろえば、それほどは学校に負担がないような形で進めていきたいと思っておりますので、御理解をいただければと考えております。

小越委員 ということは、全ての子供たちの入力をしなくていいのですか。全ての子供たちのデータを、全部、教育委員会に集めてするわけではなく、その1人とか2人とか、あるいはこの学校だけということになるのですか。データ入力全部の子供たちに対してやらなくてもいいということですか。

嶋崎義務教育課長 グラフ化する作業がありますので、データの輸入は全てすることになると思います。今、協力校でお願いしておりますのは、どのような方法で入力するのが一番簡単なのかということで、例えば5点刻みでやったほうがいいのか、あるいは10点満点がいいのか、そういうことをやっておりますので、負担軽減ということを頭に置いて、事業をさらに進めていきたいと考えております。

小越委員 これが教員の多忙化に拍車をかけるのです。どうして全部の子供たちのデータが必要なのか。授業を改善するのであれば、そのモデル事業をすればいいわけであって、全ての山梨県内の子供たちの小数の割り算が、この子は何点でした、この学校は何点でした、あるいは5年1組と5年2組が比べられる、例えばこの学校とこの学校が比べられる。それをして何のメリットがあるのですか。それを公開するようなことは、ましてや絶対ないと思うのですけれども、なぜ全部の子供たちの成績をデータ入力しなければならないのか、教えてください。

嶋崎義務教育課長 本県では、全ての市町村に専門職である指導主事等がおりませんので、県が、ある程度、教育課題に対して事業化し、リードする必要があると考えております。全てのデータを入力することは、県の平均をできるだけ細かく出すことと、全県を挙げて学力向上に取り組んでいくということで事業内容を組み立てた経緯がありますので、多くの先生方が同じ視点で授業改善に取り組んでいきたいというところでございます。

小越委員 やはりほかの県でもこういう例えば県単独のテストをやっているところがありましたけれども、教員の多忙化に拍車をかけるということでやめた県もあります。逆に山梨県は、全国がやっている学力テストのほかに県単独の小学校5年と中学2年のテスト、さらにこの単元テストもやる。教員が多忙化するばかりです。これは何の効果もないと思います。授業の改善だったらモデル校でできるわけですから、これは何の意味もないと思います。それよりも先生をふやすことだと思います。この採点をするための先生の加圧、そういうことをしているのでしょうか。

嶋崎義務教育課長 数はわずかでございますけれども、教員の雑務というか、採点だとか、あるいはコピーするような教員の配置を、4月から10名ではございますけれども、今年度、配置しております。

小越委員 10人ですよ。山梨県の全体のクラス、2,800ぐらいクラスありますよ。10人ですよ。それはどこの学校に当たっているのですか。これでは本当に教員の多忙化をやっているとは思えません。

(小学校での英語の教科化に対する対応について)

子供たちの多忙化も始まっております。1つは、英語の話です。英語の授業が、学習指導要領が変わって、小学校5年生、6年生で70時間になる。もう先行実施しているところがありますけれども、お伺いした小学校でも言っていましたけれども、授業が組めない。小学校5年生から5時間、1年生から5時間授業がある。2年生も6時間授業がある。今でもそれなのに、これからどうやって英語の授業を入れるのかと。今は総合的学習の時間を削ってそこに充てると言いましたけれども、これから英語の授業70時間ですが、授業数をどうやって確保していくつもりなのでしょうか。

嶋崎義務教育課長 今、新しい学習指導要領は、先行実施ということで移行期間に入っておりますけれども、山梨県はほかの県に比べて高い割合で英語70時間の実施をしております。県では、2年前から授業のとり方についてのプランをやまなしプランといたしまして、これを各学校に周知しているところです。具体的には、隔週で裏表で英語の時間をとることや、あるいは学期の終わりにまとめどりするような方法を、具体的な事例として挙げて紹介をしております。

小越委員 普通の国語や算数の時間を削ったりとか、あるいは今までの7時間授業をしたりするとか、朝のモジュール型の時間をするという話も聞きました。どうしても今までやっている授業の中身が削減されることになってはいけないと思います。

(国体に伴う施設整備について)

もう1点、違う話ですけれども、本会議のときに知事が国体の招致について言及されました。平成43年に国体を招致するというお話がありましたけれども、そのことについてお伺いしたいと思います。国体は、昭和61年にかいじ国体が開かれ、それに伴ってスポーツの施設が整備されたと聞いております。かいじ国体が開かれることによって、よりマイナーなスポーツも県民にとって身近なものとなり、いろいろな競技人口や幅が広がったと思うのですが、昭和61年のかいじ国体のスポーツ施設整備から、今でももう30年以上たち、平成43年に招致となりますと、40年から50年くらいスポーツ施設がたつこととなります。

それで、県有スポーツ施設整備の基本方針というものが平成28年に出され、ここには財源の確保、維持管理費の軽減策など課題が出されて、将来にわたり最少の財政負担となるものでないといけないと書かれております。既存ストックをふやさない、山梨県の全体の公共施設とすれば、これ以上、床面積はふやさないというのが原則の方針だと聞いております。

この中にあるものでは、県有スポーツ施設の中で、新設設備として求められているのが、総合球技場、それから50メートル屋内プール、それからクレール射撃場、それから漕艇場2,000メートル、ここが新設設備の考え方に入っております。国体ではこの漕艇場は要らないと書いてあるのですが、それと同時に、今、老朽化しているものも含めて、国体を招致するに当たって必要な施設整備はどんなものがあるのか、どのくらいかかるのかというのは、もう大体出ているのでしょうか。

前島スポーツ健康課長 今、委員が質問されたとおり、平成28年2月に県有スポーツ施設整備の基本方針を策定しております。これに基づき、現在、施設整備を行っております。先ほど御質問が出た富士北麓の屋内練習走路等についても、これに基づき整備しているものでございます。

今後、平成43年の国体を目指してどのような施設整備をしていくかということでございますけれども、国体につきましては、今議会で平成43年に向けて招致を表明したばかりでございま

す。具体的な整備も含めまして、今後、検討していく課題だと考えております。

小越委員 かいじ国体のときには施設整備と一体にやったと思います。総合球技場、50メートル屋内プール、屋内プールがないと国体はできないと思うのですけれども、かといって全てのフルセットに施設を全部整備するかとなると、ものすごいお金がかかると思います。これから人口が減ってきます。その後、維持管理費もかかります。ましてや、今、総合球技場をつくるという話と一緒に屋内50メートルプールをつくる話となっていくと、お金の面で大変だと思います。

であれば、国体は、例えば高校総体のように、他県も含めて複数県で国体をやるといような、そういう考え方、そういう招致の仕方というのものもあるのではないかと思います。いかがですか。

前島スポーツ健康課長 平成43年の国体に向けましては、具体的な開催方法、また内容につきましては、今後、県の体育協会、市町村、関係団体と検討してまいりたいと考えております。

(教員の負担軽減について)

塩澤委員 今、小越委員からも教員の多忙化ということでお話がありました。平成30年5月に公表した教員勤務実態調査とかによっても、確かに中学校の教員が土日に勤務した時間は主に部活動というようなことも公表されました。ただ、教員の多忙化というものの原因の一番が部活動だというような印象を与えるようなことが、最近、報道にも、あるいは議論の中でも多いような気がします。ただ、子供たちの視点に立ったガイドラインというものを、せっかくだとつくってあるわけです。子供たちにとって、やはり中学校の生活というもののなかで、やはり部活動のウエートというのは相当大きいのではないかと。私は自分が子供たちにスポーツ少年団を通していろいろな活動で、多くの子供たちにかかわってきている、そういった関係の中で、いろいろな話を聞いていると、やはりそこにウエートを置いている子供は相当多い。

そういう視点に立ったところの中で、教員の多忙化ということも確かに必要なのですけれども、子供たちの視点に立ったことを、このガイドラインにもっと徹底させて、あるいは大会のところは少しきっちりできるようにとか、そういったことをしっかり考えていくことも私は必要だと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

市川教育長 先ほど来、教員の多忙化についての御指摘、御質問をいただいているところでございます。今、塩澤委員からお話があったとおり、子供の視点に立つということが、私ども教育行政にかかわるものについて最も大事なことでございます。

しかしながら、それを持続可能で良質な教育といったものを提供し続けるという体制というのもまた構築していかなければならないということでございますので、子供の視点、それから子供に対してまさしく今後、将来にわたって良質な教育というものを提供するための体制を構築する、そういった中で多忙化改善というものも考えていく必要があるのだろうと思っております。

まさに部活動をしたいという子供の気持ち、それから、そうはいつでも持続的に維持できる体制といったものもまた必要でございますので、そうしたものも、複眼的に考えていく必要があらうかと思っております。

いずれにせよ、多忙化改善ということについて、教員の立場だけではなくて、当然、子供たちの立場、視点といったものも、両方見ながら、最適な方法、体制といったものを考えていきたいと思っております。

その他

- ・ 質疑終了後、小越委員から請願第29-10号「ゆきとどいた教育をもとめることについて」について、閉会中に教育厚生委員会を開き、審査をするよう要望が出された。
- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任された。

- ・県外調査を8月29日から31日に実施することとし、詳細については後日連絡することとした。

以 上

教育厚生委員長 桜本 広樹